

ございましたけれども、必要があればという事態はどういう事態なのか、御答弁願います。

○久宗政府委員 これは度合いの問題になるわけでございますが、たまたま一部試験調査が行なわれたとか、そういう程度ではございませんで、ほんとうに多数の漁船が来て、そして操業が行なわれて、それを放置いたします場合には両国の漁業調整上も非常に問題があるという事態に立ち至れば、あるいは立ち至る前に措置が必要かと思うのであります。しかし、私どももいたしましては、現在まで——昨日から日韓の漁業委員会もいたしておりますが、現実の問題といたしまして、さような事態を現在に予測する必要があるかどうか、また、さような気配があります場合には、いきなり区域の指定をするというよりは、話し合いをもっとして、さような事態を避けるような賢明な方法があり得るのではないかと、いろいろに考えております。

○斎藤(実)委員 いま答弁を承りましたけれども、多数の漁船というお話がございました。ただばく然と多数という意味は、十よりも多数でしようし、それから十五よりも多数でしようし、多数というのではなくて、もう少し具体的に御答弁願いたいと思います。

○久宗政府委員 多数と申ししたのは、ごく常識的に申し上げたわけでございますが、さような相当の数の漁船が来るにつきましては、卒然と来るのではなくて、それまでにいろいろな経緯があつて、いろいろな出漁の準備でございますとか、先方におきます役所なり業界のお話とか、さような背景があつて動いてくると思ひますので、現実には個々の漁船が参りますものとの関連におきまして、もしそのような動きがや長期にわたつて相当の問題になり得るような気配がございますときには、これはまず両国政府で話し合いをする必要があるであらう。また、その事態がどうしてもそういうような話し合いで排除できない場合の最終的な措置といたしましては、専管水域の問題は、条約上すでに内容がございしますので、いつでも

要があれば引けるということでございます。

○斎藤(実)委員 こういふ場合どうでしょう。たとえば、韓国なりソ連が四千トンのない五千トンの母船一そうないし二そう、それから百五十トンのない二百トンの独船が二十そう、一つの船団ですが、こういふ一つの大きなものが日本の三海里付近に出漁するという事態が、私の調査ではあるわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○久宗政府委員 いまのところ、いまの御質問どおりの形のものには現実には予想されなないと思ひます。三海里のすぐそばまで来て大規模な母船式云々ということは考えられないわけでございますが、ただ、先ほどの御答弁は対韓国について申し上げたわけでございますが、対ソについて申し上げますれば、これはやはり公海におきます何らかの協定と申しますか、さようなものが必要ではないだらうかというふうに考えるわけでございます。

○斎藤(実)委員 私は具体的な事例を申し上げてみたいと思ひます。私がいま漁業水域、専管水域のことに触れるという一つの前提として、わが国が今まで日ソあるいは日米漁業条約等によつて、最近沿岸漁業には非常に制限を加えられてきておる。これは事実だと思ひます。ところが、最近各国も、われわれとしては非常に問題となつておる専管水域を設定しつつある。ことしの四月に締結した日米交渉では、一応日本としては過去の実績を認めさせた。しかもその期限は二年だということ。日米の漁業条約が締結して、なお今後各国とも漁業水域を設定し、専管水域に踏み切ること機運になつてくるのではないかと。アメリカにしても、二年以後は完全にこれは締め出すというふうになるかも知れない。この問題は、日本の水産にとつては非常に大きな重要課題だ、こういう意味で私は申し上げておるわけですが、韓国の漁船については、昨年八月、御承知のように、日高沖合いに六そうの韓国船団が三海里近くまで来て試験操業を行なつたという。ところが、韓国は一応サ

ケ・マスについてはことしは取りやめたわけですが、近い将来北洋に再びサケ・マス漁業進出は濃厚だという判断だ。日本の沿岸に対する進出は今後とも十分考えられる。韓国では、御承知のように、五十年計画で漁業量の倍増を計画しております。一方では日韓漁業協定によつて、日本から九千万ドルの民間借款を得ておまして、当然沖合い、遠洋進出を国策として推進するという背景もあるわけですが、以上のようなわけで、明年あるいは将来、韓国の漁船が日本沿岸へ進出することとは火を見るよりも明らかである。こういう判断の上に立つて、水産庁長官はこの問題についてどのようにお考えになつておられるのか、御見解を承りたい。

○久宗政府委員 サケ・マスにつきましては、すでにいろいろ経緯を御存じだと思ひますので省略いたしますが、韓国で国の計画といたしまして、漁業に非常に重点を置かれておまして計画的に進めようとしておられるのはそのとおりでございます。私どももいたしまして、条約に基づきまして、これについて必要な御協力をしたいと思つておるわけでございますが、直接いまお話のような、日本の周辺に韓国につきましてもべつたりと専管水域を引かなければならぬような形の問題に発展するように、私どもは考えておらないわけでございます。

なお、現在先方ではいろいろ計画を組んでおられます内容といたしましては、ごく向こうの本来の沿岸の問題と、それからいわゆるこちらで申します沖合いの問題と、さらに遠洋の問題も含まれておるわけでございますが、私どももいたしましては、全体の計画のお話を聞かしまして、これが急なテンポで動きまゐると、過渡的にいろいろな競合が起るわけでございますが、全体の計画から見まして、これが非常に激しい形で両国漁業の競合を起すような形には動かないように、計画の内容も調整しておりますし、また実施いたします年次計画におきまして、そのテンポの調整をいたしましてお話し合いを進めておるわけでございます。

て、ただいまのところでは、韓国の援助との関連で、すぐにでもいわゆる専管水域を引かなければならぬというふうには考えておらないわけでございますが、これはあくまで現段階の問題でございます。現実にはある地域につきまして、どうしても専管水域を引かなければお話し合いがつかない、調整がつかないという場合におきましては、もちろん、これはすでに条約上も問題をつくつていたでございますし、国内的にも法律をつくつていたでいておられますので、必要があれば実施したいと考えておるわけでございます。ただ、念のために申し上げますが、現段階におきまして直ちに引くということはいま考えておりません。

○斎藤(実)委員 いま専管水域を直ちに引く考えはないという御答弁なんです。特に北海道周辺は沿岸漁業民が非常に多いし、そうかといって、いわゆる北洋の宝庫ですから、ソビエトあるいは韓国等も非常にねらつてくる。これは当然だと思ふ。それによつて北海道の沿岸の漁民が被害を受けたり、あるいは漁獲量が少なくなつたり、それから網が損傷されたという事実があつて、今後ともある可能性が起ってくる場合はいかがでしようか。

○久宗政府委員 繰り返し申し上げますように、これは程度の問題とその展望でございます。かりに専管水域を引くことといたしまして、そういう問題が起つてきて、しかも話し合いがうまくいかないで、専管水域だけをつくるといったような状態では、十二海里より先の問題も実はあるわけでございます。たまたま十二海里という線がございしますけれども、そういう問題が起ります場合には、十二海里の中の問題と関連いたしまして、十二海里の外の問題も含めて、ある話し合いなり取りきめをする必要が、おそらく客観的に起くるのではないかと考えますので、私どももいたしましては、専管水域の問題は、これはいつでも引ける問題でございますけれども、そういう事態に対処いたしますためには、そういう専管水域はいつでも引けるという前提のもとに、それも含めまし

たその海域全体の調整について、まず両国間で話し合うのが本来の筋ではないかというふうに考えているわけでございます。現在のところ、そこまで詰めてあまり先ばししてその問題を論議することは、必ずしも得策でないという判断を持っております。

○斎藤(実)委員 私、実は北海道周辺に、北朝鮮の船舶、それからソ連の船舶も三海里付近まで来て操業しているという事実をここで申し上げたい。

ソ連のサンマについてですが、これは南千島を拠点としてサンマ漁を行なっているわけですが、これは母船形式で約六千トンから一万二千トン、これが十二という形態です。独航船では約二百トンから二百五十トン、二百五十内外が北海道の花咲沖で五海里ないし六海里近くまで接近して操業しているという事実があるわけですが、これは北海道の監視船がキャッチした事件ですが、御承知のように、きのうも答弁があったように、ソビエトでは漁獲目標の倍増計画をして、相当漁獲の目標を日本近海に置いていて、これも事実でございます。その他サバ、これは百トン級の漁船ですが、六そうで北海道の道東沖合で操業しているという事実、イカについても、同じく昨年は百トン級で二十そう、松前沖の十海里沖合で操業しているという事実もございまして、こういう事実もあるわけですが。

それから、北朝鮮ですが、道の取り締り船の北王丸の調べでは、これは昨年ですが、四千トン級の母船で、大体百トンから百五十トン級の独航船が二十そう日本海北部で流し網を操業していたという事実があるわけですが。

で、何といつても日本の沿岸漁民を守るという立場の上から、やはり外国船が来てその資源を減少したり、あるいは魚をとる量が少なくなつてみたり、競合することによって生活が成り立つかないという場合が生じてくるんじゃないか。しかも北海道の場合は、漁業権が三海里沖合にも設定されているわけですが、影響が非常に大きい。

こういう事実があるわけですが、先ほど申し上げましたように、ソ連にしてもあるいは韓国にしても北朝鮮にしても、相当日本の沿岸に出漁するという背景があるわけですが、こういう事実と、また今後起こるという判断の上に立つて、漁民を守るという立場の上から、この問題と真剣に取組むべきではないかという考えを持つわけですが、再度御答弁をお願いいたします。

○久宗政府委員 たびたび御説明申し上げておりますように、今回の外国人漁業に関する法律を出した経緯をいたしまして、従来私どももいたしましては海外に出るおる漁業の体系でございまして、沿岸につきまして当然沿岸国が普通に国際的にやっておりますような規制、その国内法の体系的整備というところを怠つておつたわけでございます。昨年来の経緯にかんがみまして、まず閣議決定におきまして抜本的な考え方を明らかにいたしますとともに、今回その後の経緯も含めまして、それと総合いたしまして、最小限の措置をいたしまして寄港その他の措置を含んだ本法案を出しておるわけでございますが、ただいま御質問のございましたように、数力国の関係でさうな動きが出てまいりました場合に、もちろん本法は領海と港の利用についての規制でございますので、これは最小限度いかなる場合においても必要でございますが、それ以上の問題につきましては、これはやはり事態の推移に即しまして、国際的な、つまり、公海におきます二国間あるいは三

協定を結ぶ必要があろうというふうに考えております。

○斎藤(実)委員 農林大臣がお見えになっておりますので、農林大臣から御答弁をいただきたいのですが、水産庁長官という質問を申し上げ、答弁も承つておるわけですが、先ほど来、北海道周辺の外国船による漁業の事実について、二、三事例をあげて申し上げたのですが、実際に韓国、北朝鮮あるいはソビエト等の船によって、沿岸漁民が現実には被害を受けておるわけですが、そこで、国際的な専管水域の設定という風潮も起きておりますし、世界の趨勢になつてきているのではないかと、これも考えられるわけですが、現実には被害を受けておる日本周辺の海域に、必要があるところに対しては十二海里の漁業水域を設定して、沿岸漁業者の不安を除却して、わが国の漁業秩序を維持すべきではないかというの、これは各漁業従事者の声でもあるし、また私どもの考え方なんです、農林大臣からこの点について所見を承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 先ほど政府委員からお答えいたしましたことが私どもの方針でございますが、専管十二海里は、御存じのように、別に国際法で定められたものでもありませんし、それぞれかつてに各国がやつておるわけですが、わが国は、韓国との間については部分的には協定がございすけれども、そういうものがない地域においてどうなるかというところは、私どもの日本がこれまでほかの国と漁業の話し合いをいたしておる実績等、先方では、専管水域の宣言があるにもかかわらず、われわれの実績を尊重されておること等もございまして、いまにわかに十二海里に設定するということは考えておりませんけれども、先ほど水産庁長官も申し上げましたように、だんだんと日本を取り巻く近隣の諸国が漁獲高についていろいろな考え方を持つてくるようになりますと、やはりたえはソ連との間においても、多獲性魚について取りきめもしなければならなくなるでありますし、いろいろな相手国によって事情は違つて

まいると思ひますが、そういうことについて慎重に検討いたして対処してまいりたい、こう思つております。

○斎藤(実)委員 一九五八年にジュネーブで開かれた国際海洋法会議で、国際海洋条約が誕生したわけですが、この条約を背景として、沿岸国の領海、漁業専管水域の設定が問題になりました。アメリカとカナダの共同提案の、領海権は沿岸から六海里、さらにその外側の六海里、プラス十二海里を漁業専管水域とするという案が、一票で否決になつたわけですが、それ以来、この論議が六・六案として世界各國の間に常識化してしまつたと判断できるわけですが、十二海里の漁業専管水域が世界の大勢になりつとあると農林大臣も先ほど御答弁がございました。国連加盟国の中で、漁業専管水域を設定していない国が何カ国あるのか、あるいは三海里から十二海里までは何カ国あるのか、十二海里の国と十二海里以上の国が何カ国あるのか、この四点についてちよつとお尋ねをいたしたいと思ひます。

○久宗政府委員 いまのお尋ねの国別の計数につきましては説明員から御説明をさせていただきますが、その前に、いまのジュネーブ会議以後十二海里が常識化したという一般的な御認識があるようでございます。事実一般にはさういふふうには受け取られておるようでございますが、厳密に申しますと、ジュネーブ会議におきます例の六プラス六という場合には、その外の六につきまして、その中での既存の漁業はどう扱うかという内容を当然に含んで論議がされておつたわけでございます。ところが、それがあつた形では決まらなかつたので、もとの状態に返つてまいりましたので、現在のところでは、かりに十二海里とある国でお引きになりました場合に、三海里より外の九海里におきまして、他国の実績のある漁業をどう取り扱うかという問題については、全く百鬼夜行の形になつておるわけでございます。私どもは三海里にこだわつておるのではありませんで、さういふ既存の漁業の実績というものをどう扱うんだということが、

何らかの形で国際的に確立してあるならば、これは問題がないと思うのでございますけれども、非常な不幸な形になりました。ジュネーブ会議がうまくいりませんでした結果、陣取り戦のようになり、ただ海域を延ばすことだけが一つの風潮になりました。延ばされた国も、全然相手国と話し合ひのできないような国内法になっておりましたし、ここが全くまちまちでございますので、そのような状態で、そこを全く抜きにいたしましてただ十二海里という問題には追従できないというのを私は申し上げておるわけでございます。そこで、現在の段階におきましては、私も一番努力しておりますのは、それにもかかわらず、いろいろ十二海里問題が出てまいりますので、そのような国で特にわれわれと直接問題のございすところにつきましては、その十二海里の中でわれわれの伝統的な漁業なりあるいは若干の実績のある漁業について、一体どうしてやるのかという問題を具体的に固めていってやるわけでございまして、国際慣行におきまして、さような実績の積み重ねと申しますか、こういうことが新しく国際慣行をつくっていくというふうに考えますので、他の国にはあまり実績がございせんが、私もものように世界各國にさような実績を持つておる国が、積極的にそのようないくつかの事例を固めてまいりますことによりまして、その十二海里の中におきます伝統的な漁業の扱いというものについて、新しい国際法上の慣行といわれるようなものを確立していきたい、そういう過程にあるわけでございまして。

○委員長説明員 各國の領海及び専管水域につきまして、現在声明をいたしております國の數について御説明を申し上げます。

ただ、専管水域と申しましても、中には漁業水域とか保存水域とか、その他いろいろな名称を使つておりました。慣行では一致をいたしていません。現在領海を三海里とする國が十二ございす。この十二は、領海三海里以外何も設けていない國、たとえば日本のような國をさしておるわけ

でございますが、これが十二ございす。さらに、領海は三海里であつて、その外に十二海里までの漁業水域を設けておるものが五つございす。同じく領海は三海里で、十五海里までの漁業水域を引いておる國が一つございす。そのほか、領海を四海里とするものが二、領海を四海里としてさらに漁業水域を十二海里までとするものが一というふうに、非常にこまかい表になります。が、領海を六海里としてそれ以外何もない國が四カ國ございす。領海を六海里として、その上に六海里の、すなわち十二海里までの漁業水域を主張しておる國が五ございす。領海を六海里として、その外に距岸百六海里の専管水域を主張してゐる國が二カ國、単に領海を十二海里としてゐる國が二十三カ國ございす。これは専管水域を設定してないものであります。領海を十二海里として、さらにその外に距岸百十二海里までの保存水域を設定してゐる國が二つございす。このほかに、領海を五十海里とする、あるいは百三十海里とするというやうな國もございす。それから領海を二百海里とする國が五カ國ございす。

かように慣行はいろいろございまして、いわゆる距岸十二海里の専管水域を主張してゐる國は、領海三の上に立つたものが五カ國、領海を四としてその上に十二を引いたものが一カ國、領海を五としてその上に十二海里まで引いたものが一、領海を六としてその上に六海里プラスして十二海里の専管水域を引いたものが五、領海を九として三海里の専管水域をプラスしたものが一というふうな状況でございまして、要するに、専管水域距岸十二海里という整理をいたしますと、これが十三というものが現在の状態でございす。もちろんこのほかに、現在国内法で制定予定のものといふ情報の入つておるものも若干ございす。いまの數字の中には入れておりません。

國連加盟國の數について、私資料を持つておりませんが、世界の國の全體の數はおおむね百二十九というものが外務省の調査でございす。これは、國の數といふものも非常に算定のむずかしいものであります。獨立を宣言したり交戦中のものがいろいろございす。日本國の承認、承認を問はず、おおよそ國家の形をなしておるという事実上の數字を拾ひますと、大体百二十九であるという調査になっております。

○斎藤(実)委員 いま御説明をいただきましたが、領海三海里で、漁業専管水域が六海里とか十二海里とか、あるいは二百海里とかいろいろに、ずいぶん各國がまちまちなやうであります。これは自國の漁業權益を守るという立場で、一方的の各國が各自で設定できるのだらうと私は思ふのですけれども、一方公海の自由という問題もひつかつてくるわけですが、この一方的に設定する専管水域と公海の自由という問題についてどういふふうに判断すべきか、長官の見解を承りたいと思ひます。

○久宗政府委員 日本政府といたしましては、確立された國際法上のいわゆる領海といふものにつきます。三海里という基本的な考え方によつておるわけでございす。また、専管水域の問題でございす。これにつきましては、二國間で合意された場合を除きましては、ある國が一方的にそれを宣言して當然に第三國を縛るという形のものではあり得ない。これは御指摘のように、いま申されましたもう一つの重要な柱でございす。公海の自由といふものについての制限になつてまいりますので、これには世界各國におきましてきつめて慎重な態度で接すべきだといふ考え方が私どもの基本的な態度でございす。

○斎藤(実)委員 専管水域に關連して御質問したいのですが、日米交渉が四月の末に五カ月ぶりで妥結をしました。これは率直に言つて、アメリカが一方的に設けた漁業専管水域十二海里の法律的な根拠をたな上げにして、いままでの日本漁業の実績に近いものを認めさせることができた。ある一部業界では、上々とはいわないまでも、中くらの成果であつた、こう見てゐるやうですが、私は、その内容は、長い間世界一を誇つてきた日本

漁業を大きく転換させる問題がこの中に含まれてゐるのではないかと、今日までは追われる攻める漁業から、これからは追われる漁業、守る漁業へと踏み出したのではないかといろいろに考へるわけですが、日ソ漁業交渉も、農林大臣もいらつしやいますし、相當な困難な問題であるといふことは私もわかります。それで、日ソ漁業の問題は、同じ海面でのサケ、マス、カニをとり合ひ配分の交渉が中心ではないかといふふうに私は考へるわけですが、ですけれども、今回の日米協定は、公海の自由の原則を旗じるしとする日本が、他國の一方的な漁業専管水域宣言を事實的にはこれを認めた初めての前例になるのではないかと、これが今後國際的に及ぼす影響は非常に大きいと判断せざるを得ないわけですが、今後とも各國ともいろいろ交渉が控えてゐるわけですが、ニュージーランド、スペイン、アフリカのモリタニア等に対して今後どのような態度で臨むのか。相手國の十二海里を一応認めるのか、あるいはアメリカの場合と同じやうに、専管水域の問題を法律論をたな上げにして交渉するののか。現在交渉してゐるやうですけれども、この三カ國についてどういふ態度で今後臨まれるのか、これは農林大臣から御答弁お願いしたいと思ひます。

○倉石國務大臣 いま御指摘の國々は、それぞれ日本と折衝の間に話がみんなまちまちでありますから、一がいにお答えすることは困難であります。わが國はやはりいま御指摘のように、つい最近ニュージーランドとの話し合ひはやつておりました。これもやはり大体わが國の希望は達せられる模様であります。そこで、漁船の拿捕の問題の起きておるインドネシア等にもいろいろトラブルがありまして、外交關係でいま折衝してゐるわけでありまして、要するに、それぞれ相手方との事情が違つてはおりますけれども、わが國は、ランニングでもやはり一番先に立つてゐる者は常にあとから追つてくる者には追われる、そういう立場と言ひ得るかもしれませんが、私も持つ

ております。權益、ことに、先ほど冒頭にお話のありました日米につきましましては、先ほどのお話のように、大体私どもの目的が達成されておる。日ソ間においても、まあ一般の常識であらう程度であらうという。これから残された問題は、さつきちょっと触れましたように、多産性魚の問題等もございまして。いろいろな問題がさらに提起されてくることは予想いたしておりますけれども、私どもは、世界の各国ともたん白資源を求める意味において、あるいはまた生業としての漁業について、いわゆる低開発国がたいへん着目してきていることを見逃すことはできないわけでありまして、したがって、私どももそれに対応いたしまして、先日ここでお話のありましたように、やはり日本の漁業というものが、国際的にいって競争場裏に勝つていくための近代化その他の諸般の要素を整えて、そしてわが国の持つておる強い力を維持することに力を注いでいかなければならない。それと並行してまた、先ほど来お話のありました専管十二海里の問題等につきましても、やはりわが国の持つております既得の權益を守るようにいたしながら、折衝をしまいたい。相手方がある話でありますから、なかなか簡単にはまいりませんけれども、ただいまそういう努力を鋭意続けておる、こういうわけでありまして。

○斎藤(美)委員 いま農林大臣から、日米交渉の経緯あるいは今後外国との交渉についての考え方等も承りましたが、日米漁業交渉の内容は一応二カ年になっておるわけですね。一応わが国の既得權益が認められたというお話でございまして。このわが国の既得權益が将来いつまでも守られるという保証はどこにもないんじゃないか。日本国民としてみれば、非常に不安な感じを私は率直に持つんじゃないかと思ひます。将来いつかは完全に締め出しの時期が来るのではないか、こういうふうにある業界の方も国民も心配しているわけでありまして、この点について農林大臣から、この問題に限って御見解を承りたいと思ひます。

○倉石国務大臣 お話の点は、たいへん国際間の

次元の高い立場に立たれたお話だと思ひます。私考えますのに、やはり事柄は漁業の条約でありまして、その背景としては、いろいろな外交関係がもちろん大きなウエイトを占めておると思ひます。日米間が今日のような状態で続く場合、あるいは間違つてもつた立場に立つ場合、これは非常に影響を受けるであらうと思ひます。ソビエトとの間においても、現在のようないくつに進められていく場合と、そうでない場合とは、非常に違つてまいるのでありまして。私はそういうことを考えますと、やはり国会議員として、また政府におりますものから見て、国際間において有力な発言を維持継続するということのために、わが国はほかの方面においてもそれ相当の実力を備えてまいることが、やはりすべての外交の基本ではないかと思ひます。いづれにいたしましても、わが国は国連を中心とした一貫した平和主義国家でありますから、そういう立場に立つて、やはり現状のような比較的多数国との間に友好のムードを持ちながら、漁業の面その他の面においてもそういう角度で折衝を続けてまいらる。彼らもそれぞれ事情はありましようけれども、やはりわが国の有力なる漁業国としての立場、国際間におけるわが国の立場を考慮してみますならば、そうむづかしいはずはありませぬし、またそのようないくつとあるのが私どもの義務ではないか、このように理解いたしておるわけでありまして。

○斎藤(美)委員 専管水域の問題は大体以上についてしまして、アメリカやソビエトが現在着手しております問題で、深海魚の漁獲について、わが国も非常に注目しなくちゃならないというふうに考へるわけですね。

【委員長退席、飯谷委員長代理着席】
昭和四十年年度におきまして、わが国の全漁獲量が六百八十八万トンに対して、遠洋漁業による漁獲量は百六十万トンで、約四分の一の比率になっているわけですが、あとは沿岸漁業の量になるわけですね。将来需要の伸びもありましようし、それか

ら国際的な漁獲量も増大しているという判断の上で立つて、いずれも資源の減少、あるいは専管水域によって制限されてくれば、資源の問題が非常に先行きを心配せざるを得ない、こういうふうな考へるわけですね。わが国の漁業発展のためには、深海魚の資源の調査と技術の開発が非常に大事ではないか、これは各方面の權威者あるいは技術者等も、この問題について非常に注目をしているわけですが、政府としてもこの問題について大々的に力を入れて乗り出すべきではないか、将来の日本漁業の発展のために本腰を入れるべきではないかというふうに考へるわけですが、この問題について政府の考へ方、どういふ具体的な対策を持つていらつしやるのか、お尋ねをしたいと思います。

○久宗政府委員 まさに御指摘のような問題がございまして。私どももいたしましては、現在の資源関係から見まして、単に生物学的な資源論と、実際の経営問題を加えたものの関係になりますので、考へ方はなかなかむづかしいと思ひますけれども、少なくとも現在の技術水準におきましては、必ずしも、一般にいわれておりますような、資源が非常に詰まってきたりむしろ処置なしだというふうには考へておらないわけでございます。もう少し経営の組織なりあるいは調査も含めました検討をいたしますれば、現在の技術水準におきましても、まだまだ利用開発可能な資源というものが相当あるというふうには考へておられますけれども、しかし、少し長い目で見た場合には、確かに、御指摘のようなものも少し深いところ、これを基礎にいたしまして新しい漁業の体系を打ち出すような準備が当然必要だと考へておるわけでございます。特に米國なりソ連におきましては、水産も含めまして海洋全体の問題といたしまして、相当の金をつぎ込みまして、組織的な検討が進められておるのうに聞いております。その点におきましては、だいたいわが国におきましては懸隔があるわけございまして、最近海洋関係の方と

も、科学技術庁を中心といたしまして、いろいろ

検討が進められておるわけございまして、特に私どももいたしまして、現在のトップレベルの——現在の水準でございましては、一応トップレベルと考へてよろしいと思ひますけれども、少し長期の問題になりますと、深海ないしは中層につきまして、現在の技術段階よりも一つ上の段階の基本的な研究なり調査なり、またそれに先行いたしまして一連の準備に、直ちに取らなければならないのではないかというふうに考へております。

○斎藤(美)委員 先ほど来、専管水域の問題について、農林大臣あるいは水産庁長官の御答弁を承りました。私としては、日本を取り巻く世界の漁業情勢が非常にきびしくなつてきていると思ひます。日本の漁業も転換期に立つていくという判断の上に立つて、このきびしい現実を、国際的な視野の上に立つた専管水域問題をさらに検討し直す時期が来てるのではないかと、私はこのように考へるわけですが、先ほどの答弁のように、この問題について十分ひとつ検討していただいて、日本沿岸漁民が安心して漁業に励めるような措置をとってもらいたいということを要望して、次の質問に移ります。

次に、中小漁業振興特別措置法案に対して一、二点御質問を申し上げます。

この法案は、中小漁業に対する融資と税対策に主眼を置いておられて、当面カツオ・マグロ漁業と以西底びき漁業を対象としておられますが、これ以外の地元関連産業である、たとえばサケ・マス漁業あるいは沖合い底びき漁業が、この範囲に含まれるかどうか、この点についてお尋ねしたいと思ひます。

○久宗政府委員 これは何度も申し上げましたように、私どももいたしましては、今回の発足にあたりましては、二つの業種を予定しておりますけれども、他の業種につきましては、経営が非常に不安定になったという認識に基づきまして、このような措置が必要な場合におきましては、決して限定するつもりはないわけでございます。

ただ、ただいま御質問のありましたサケ・マスでございますが、少なくとも今回のこの段階におきましては、御承知のとおり、現在の漁業関係の中では相対的にきわめて有利な形の漁業になっておりますので、当面指定をする考えはございませんけれども、しかし、この漁業とて、事態の変化によりまして、この法律に基づきまして指定をする必要が客観的に起こるような事態におきましては、もちろん指定をすることにやぶさかでないわけでございます。

なお、沖合い底びきの問題でございますが、これは経営的にはなかなかむずかしい問題がある漁業でございますし、また、すでに一部の調査をいたしておりますが、先般も申し上げましたように、これは相当広範囲にわたる問題でございますし、もう少し内容を吟味する必要があると思っております。また、業界におきまして一連の体制の問題もございまして、続けてもう少し検討したいと思っております。

○斎藤(実)委員 いまサケ・マスについては考えていないという御答弁ですが、これは操業は五、六、七と三カ月あるわけですが、漁期の終了後はカツオ、マグロ、サンマ、イカつり等の仕事をされるわけですが、兼業というふうになると私は思うのですが、年間を通すと必ずしも安定した漁業と言えないと思ふ。当然この問題は将来は考えてもらいたいということが一点です。

それから、明年度に対象とするものがあれば、お聞かせをいただきたいと思ふのです。

○久宗政府委員 率直に申し上げます、私どもは、この法案を具体的に準備いたします過程におきまして、一応自信を持って詰めてまいりましたのが現在の二業種でございます。したがって、他の漁業種類についても予備的な調査は進んでおりますが、いまのところ、まだ明年度何という具体的なお話をする段階にまで至っておりません。しかしながら、私もどなたもいたしましては、この二業種の法律が通りまして場合に、これを適確に軌道に乗せまうと並行いたしまして、他の漁業種類

につきましても基本的な調査を進めまして、この法案を適用する必要があるかどうかという問題につきましましては、突っ込んだ吟味をいたしてまいりたいと考えております。

○斎藤(実)委員 これは農林大臣にお尋ねするわけですが、この法案に関連もございまして、御質問申し上げます。

五月二十三日に起きた事件ですが、北緯四十一度四十八分、東経百三十一度四十六分の日本海上で、マスはえなわの漁船第八松登丸が北朝鮮の漁船から射撃を受けて、松田船長が連行された事件が起きています。外務省においても、日本は北朝鮮とは国交がない、直接北朝鮮側に、どういふわけで抑留されたのかというのを聞いてみたい。釈放交渉が、国交がないために方法がない。その釈放交渉を行なう方法がないというふうにもいわれておりますが、事件が事件であるだけに、この周辺の漁民が非常に不安におちいっているわけですが、前回の米ソ駆逐艦の衝突事故等と異様に、今後ともこういう事態が起きるのではないかと、今更には考へるわけですが、わが国の漁民の安全をはかるという立場から、この点についてどう処置されるのか、お尋ねをしたいと思ふ。

○久宗政府委員 若干事実関係が伴いますので、先に政府委員としてお答えさせていただきます。この問題は、まことに不幸な事件でございますが、事柄の性質は、私どもは、やはりこれは漁具紛争と申しますか、そういう範疇に入る問題かというふうには理解しておるわけでございます。御承知のとおり、北朝鮮とは国交関係もございませんので、たいへんやっかいな問題なのでございます。が、先年にもさような問題が起きました。その場合にも、これはむしろ漁具紛争と申しますか、海上におきまして漁具の紛争が起きました。そういう形の解決方法がとられたわけでございます。が、今回はたまたま船長が向こうの船に乗せられまして、船長だけ向こうへ引っぱっていかれてしまったという結果になったわけでございますが、

その間の詳しい事情を一応聞き取つてみますと、やはり漁具がひっかかり合ひまして、その処置について話し合っているうちに、そこでは話がつかまらずで、港に帰つて、おそらく漁具紛争の内容として話し合うためにさような必要があったのではないかと、向こうの官憲に逮捕されたという形ではございませんで、漁業者同士が海上でぶつかつて、その漁具をどつちが切つた、切られたといった問題を含めまして、たまたま海上から向こうの港まで連れていかれたというふうな実態であらうと思ふのでございます。ただ、私もいたしましては、さような形で向こうへ引っぱつていかれますと、これは交渉の方法がございませんで、外務省から、すでに国会でも御答弁いたしておりますように、日赤を通じてこの釈放方について交渉を進めておるわけでございますが、残念ながら今日までめどがまだないところについてはおらぬわけでございます。交渉のルートといたしましては、日赤を通ずる以外にないわけでございますが、事の性質は、私どもは、やはり従来若干ございまして漁具紛争の問題ではないかというふうには考へておるわけでありませう。

○斎藤(実)委員 日本海の海上で起きた事件です。この漁船の基地の住民あるいは漁民が非常に心配しております。安心して操業できるような対策をしてもらいたいという陳情を受けておるわけですね。聞くところによりますと、北朝鮮の漁船は大部分が武装しておるということも聞いておるわけですね。一べんこういふことが起きたということ、また再び起きる可能性もある。生命にかかわる重大な問題でもございまして、農林大臣から、この問題についてどう処置されるのか、御見解を承りたいと思ふ。

○倉石国務大臣 事柄はただいま政府委員から申し上げましたとおりでございますが、お説のように、公海でございまして、われわれとしてはまことに遺憾千万だ。そこで、外務省は、ただいま熱心に日本赤十字社を通じてその釈放を

要求しておるわけですが、なおこういうことのないように努力を続ける、それから一日も早く釈放が行なわれるように外務省を督促いたしたいと思つております。

○斎藤(実)委員 以上で私の質問を終わります。

○飯谷委員 長代理 次は美濃政市君。

○美濃委員 中小漁業振興特別措置法案につきましてお尋ねをいたしたいと思ふますが、まず第一に、この法案で経営規模を拡大するといふのでありますが、経営規模拡大の方向はどのようにお考えになっておりますか、それをまず最初にお伺いしたい。

○久宗政府委員 経営規模の拡大につきましては、いろいろな漁業種類によりまして考え方も違ふと思ふ。また、振興計画を立てます場合にも、その焦点がおのずから異なると思ふのでございませう。従来御説明しておりますように、カツオ・マグロについて申し上げますと、やはり複船経営、つまり、一隻だけではなくて、数隻の組み合わせによる形が一番適當ではないだろうかというふうには考へております。しかし、以西底びきのような漁業種類につきましては、適当な船型と申しませうか、あるいはスタントロール化ができるような体系に船型を持つていくということが、具体的には経営規模の拡大につながるというふうに考へておるわけでありませう。

○美濃委員 ただいまの御答弁は方法論だと思ふのです。その前に、漁業資源関係その他から見ても、経営規模を拡大して漁家の所得を拡大するということを考へますときに、隻数なりトン数なり許可水域の問題、これが一体拡大できるのかどうか。その拡大なしに、方法を改めることによつて——これは合理的に方法を改めるということだけでありまして、基本的な漁家の所得の拡大とはちよつと意味が違ふと思ふわけですね。そういう合理的な方法を進めていくと、こういう法律をつくつて、これは一面農業にも出てくるわけですが、経営拡大、経営拡大と言ひながら、漁家の許可数を減らしていくという、いわゆる切り捨ての

問題にもつながるわけですが、基本的な拡大の方向なしに拡大政策を進めていっても、ただいまの御答弁は方法論でありまして、基本的な拡大政策とは違うと思うのですが、その点はどういふふうにお考えですか。

○久米政府委員 その業種全体の問題と、また個別の経営体そのものの問題と、二つに分かれると思うのですが、御承知のように、水産におきましては、資源の制約がございまして、新たな資源を求めて、それによる量的な拡大と申しますか、そういう形ではなくて、個々の経営体そのものが合理化、近代化すること、その場合に、現在のようないろんな規模では、コストの関係から見ましても適応できないというふうな考え方で、この場合におきましては、振興計画を業種ごとに立てますけれども、焦点は個々の経営の合理化と申しますか、近代化と申しますか、それを施設その他の関連で具体的に規定していこうという考え方に立っておるわけでありまして。

○美濃委員 しかし、その個々の経営を近代化する、合理化する、それと、昨日も質疑応答を聞いておりましたが、現在の漁民所得の問題ですね。現在の漁民の所得の中で、一体そういうことが具体的に可能であると考えておるかどうかが、これは拡大するといへば、トン数なり隻数なりあるいは許可海域なりをふやして拡大するのあれば、その合理化設備の能力を発揮できると思ひますけれども、現在の低所得の中で、ただこういうふうな法律の表現だけで拡大する——御答弁の方法がまづいと考えるわけではないのですけれども、そういう方法をとりつつも、結局所得は低所得でありますから、その全体的な方法の前に、拡大生産をする基本的条件は一体何かということになります。基本的条件についての政策はどういうふうに進めていくかということですが。

○久米政府委員 基本的と申しますと、結局生産性の問題になると思ひます。しかし、お尋ねの前段にございまして、私どもの今回の提案の中でも、零細な経営がそれを克服してまいります

場合に、いろいろな方法も違うと思うのでございしますが、協業化という問題は、これは経営の共同化の場合もございまして、作業の共同化の場合もございまして、どうしてもそのような形が客観的に必要になってくると思うのでございします。さような問題との関連におきまして企業の問題は考えていくのが本筋ではないでしょうか。もちろん、これは個々の経営の問題でございしますで、それを強制するわけにもまいりませんけれども、さような要請がございました場合に、それに對しまして税制上その他金融上の便宜を与えまして、それを奨励するということによりまして、最終的にはぎりぎり詰めますと、一人当たりの生産性をいかにふやすかということに帰着すると考えられます。

○美濃委員 沿岸漁業の問題になりますと、全国事情はどうかわかりませんが、北海道の、特に北方漁業の水域におきましては、いわゆる底びき漁業と魚資源との関係で、沿岸漁業者は底びき禁止区域の拡大を要求するし、そこにかんがりの問題があるわけですが、昨年も若干の調整は行なわれたように聞いておるわけですが、これらの関係について、こういう法律をつくって、さらにたたいま申し上げたような資源維持と沿岸漁業との調整関係は今後どのように考えておるか。

○久米政府委員 私どもの感じでは、これは本質的には漁業法の体系の問題だと思ひます。沿岸と沖合いの漁業上の調整につきまして、非常にこまかい規制をいたしまして、御指摘のございました沖合い底びきの問題にいたしまして、これは内地でも北海道でも同様でございしますが、長い歴史的な過程を経まして、それぞれの体系が一応いまのような形におさまっておるわけにございします。これを基本的な規制しておきますのは、漁業法に基づきます許可制度の運用によりましてこれをやっておるわけにございしますが、ただ、御質問にございまして、中小漁業についてこのような対策をとった場合に、それが沿岸の圧迫にならないか、あるいは沿岸についてはどうかというお話を

であるとすれば、私どももいたしましては、沿岸関係については沿振法にバックしていただきまして、構造改善事業という形で、個々の経営を相手にするといふよりは、むしろ全体の体制の整備に力を入れておるわけにございまして、業態の違いです。で、中小漁業の範疇におきましては、今回お願いしておりますような振興計画によりまして、個別企業の合理化なり近代化というものを進める形で案を進めておるわけにございします。したがって、それが直接沿岸に非常な影響を及ぼすというふうな観点は、もしそういう問題がございしますれば、これはむしろ漁業法のほうの運用によりまして調整していくよりしかたがないのではないかとはいふに考えております。

○美濃委員 私は、この法律の中で検討よりも、しからばその漁業法の調整の中で現在どのようになっているのか、こういう法律をつくる限りにおいて、さらにこの関係は調整を要するところになっておるかどうかをお尋ねしておるわけでありまして。

○久米政府委員 お尋ねは、沖合い底びき漁業と沿岸漁業との関連でございまいしょうか。お尋ねにそういう御質問かと思ひますが……。

○美濃委員 そうです。

○久米政府委員 これはよく御承知と思うのでございしますけれども、内地におきましても、実に長い歴史的な過程を経まして、これがむしろ沿岸漁業なり沖合い漁業の中心課題で今日まできておるわけにございまして、一応の秩序がそこに保たれておりますのが現在の体制でございします。しかしながら、私どももいたしましては、今回の一斉更新にあたりまして、このような中で沖合い底びき漁業はやはり底魚が問題でございしますので、なるべくその加重を減らしたいということ、これを外に出します場合には、できるだけ沿岸への圧力があかきませんように、たとえば北転というような形でできる限りの処理をしてきたわけにございします。

具体的なお尋ねの北海道についてでございします。が、北海道につきましても、北海道の内部問題として、沿岸漁業の関係の方と沖合い底びき関係の方、長年の間毎年お話をしておるのを固めてきておられるわけにございしますが、先般相当体系的に、北海道全体におきまして沿岸漁業の関連と沖合い底びきの関係を調整されたわけにございまして、そのときの考え方といたしましては、たとえばカレイでございしますとか、毛ガニでございしますとか、高級魚につきましても、極力沿岸漁民の操業の場を確保するたてまえをとられ、さらに他方スケソウダラ等の資源上比較的問題のないものにつきましては、沖合い底びきの安定した操業を進めるといふ基本的な考え方、これは道庁の非常な御努力によりまして、最近一連の漁業の体制を集大成されたというふうな段階にきておるわけにございします。私どももいたしましては、このようないろんな沖合い底びきの問題につきましても、単なる一方的な規制ではありませんが、関係者の相対突っ込んだ話し合いの結果規制がきまりまされんと、その実施にも問題がございしますので、このようなお話し合いが続けられてまいりますことについて、必要がある場合、水産庁といたしましては、御相談を受けて秩序の維持につとめておるわけにございします。

○美濃委員 次に御尋ねしたいことは、共同化と協業化という問題です。共同化という表現と協業化という表現とが異なりますが、いわゆる漁業生産組合によつて法的に強行するものではないという答弁で、私もそう思うのですが、強行しないまでも、体制整備を指導する過程において、共同化という表現と協業化という表現の中に、意識的な相違が若干あるように考えるのですが、この表現はどういうふうにお考えになつておるのですか。

○久米政府委員 昨晚、御質問の内意だけお伺いいたしまして、あとで水産庁で大議論をいたしまして、結局よくわからないわけにございしますが、これはあまり厳密な意味ではございしません。私どももいたしましては、最近の例としては協業化といふことばを使つておりました、これは釈迦に説

法で恐縮でございますが、一応生産過程についての協業化といえます場合に、大規模生産の有利性を發揮するよりな措置をいたしましての協業経営、協業組織がこの中に含まれると考えておるわけでございます。この場合、協業経営と申しておりますのは、いわゆる経営の共同化でございます。協業組織は作業の共同化、こういうような一応の仕分けをしていくわけでございますが、これは厳密な意味でこれを使い分けて何か特殊な意味を持つておるものではございません。しいて申し上げれば、共同化ということばが従来使われておりました場合には、農業においてもそうでございますが、水産もそうでございますが、主として流通過程におきます共同化の問題が共同化の本来的形に考えられておったわけでございます。生産部門におきまして、経営全体なりあるいは作業自体の共同化の問題になってまいりました時期に、多少そのニュアンスをもちまして書き分けておるわけでございますが、本質的な差があるとは考えておりません。

○美濃委員 この字句の表現は本質的には変わらないけれども、意識的にはかなり変わるのではないかと。たとえば昭和三十六年に農業基本法を策定するにあたって、私は当時北海道から、あのときの農林大臣は福田さんであつたわけですが、農業の基本問題の答申が行なわれたときに、農林省から旅費をいただいて研修にきたことがあるわけですが、そのときの農業基本問題調査会のメンバーは、共同化という字句ではなかなか意識的にきつ過ぎる、協業という字句でなければ法律文書にならないのだ、こういう説明を受けた記憶があるわけですが、そこで、共同化を進めるということになると、やはり人間の意識の指導がかなり先行しなければならぬわけですね。事業の体系もさることながら、体系は、共同化することによって合理的に資本設備その他が節約できる。過剰投資、これはいずれの場合でも排除されて、生産性の向上ができるということは、各段階において理解はついております。ただ、

やれるかやれぬか、意識的に共同化体系に入れるかどうかというところに、今日合理的だと理論的には考えながら、実際に進まない原因があるわけですね。そこで、協業と申して協業という字句で指導する意識と、共同化という意識で指導する意識と、多少意識の相違があると私は思ふわけですが、その点のようにお考えになつておるか。

○久宗政府委員 お話を承りまして、私も若干思ひ出したわけですが、確かにその辺はだいたい議論のあつたところのように思ひます。今日までやってみまして、特に問題を漁業に移して考えました場合に、特に役所が共同化と、こう申しました場合に、受ける感じがいたしました。何でもかんでも一本にしてしまふといったような感じに一般の方は受け取るようでございます。事実またさうな指導が不用意に行なわれた面もなきにしもあらずと思ふのでございます。

〔飯谷委員長代理退席、委員長着席〕

考えてみますと、やはり漁業のような場合におきまして、また同時に、先ほど御指摘のような資源の限定とか操業隻数の限定ということがございまして、やはり企業それ自体が一本になるといったような場も実際に出てまいりますので、その辺は、現在行政の指導をいたしましては、協業化と申しますか、その中で幾つかの経営の組織でございます。このほうが実際の指導をいたさうか。觀念的に共同化を進めるのは、指導上も間違いを起しやういと思ひますので、もう少しそれをかみ砕きました。もう少し実証的にいたしましたものといったしましては、現在使っております協業化のほうが受け取りがよさういと思ひます。

○美濃委員 質は変わらないというのでありますが、この点をもっとこれからこの方法を進めて、各段階——これは漁業だけではないわけですね。各段階にこういう表現が使われておるわけですが、この場合は漁業ということになりますけれど、

も、これを進める指導体制の理論体系意識というものをきちつと整理してかからないと、ただその形だけで法律にこういう表現を使つて進めようとするには、あまりにも——片や一面大産業は非常にかな資本主義体系の中でありまして、いわゆる非常に所得も低いという特に一次産業部門あるいは中小企業部門の各段階の法律にこの字句を表現しておるのですけれども、これも単にその段階においてもいまのところ法律上こういう表現を使つておるということだけであります。実際にこれを法律に使つた以上、これは現実に行きれば、私は、各段階において資本設備のいわゆる過剰投資を防ぎ、資本効率を上げて生産性が上がると思ふのでありますが、それに対する指導体制というものが不十分であると思ふのです。この点のようにお考えになつておるか。また、この形を進める指導理念、指導体制はどのようにお考えになつておるか。

○久宗政府委員 この種の振興計画が中央で立てられて、それを末端に適用してまいります場合に、しばしばいろいろな誤解なり指導の誤りが起こり得るわけでございます。したがって、今回のような個別に振興計画を立てます場合には、さういふことのないように、これは役所のルートだけではございせん、それぞれ業界のほうにも末端までの組織がございまして、あるいは労働の組織のほうにもそれぞれの組織がございまして、それぞれの組織を通じて、誤りのないような形で進めてまいりたいと思つておるわけでございます。特別な指導体制というものはこれのために設けてはおりませんけれども、結局は、この問題は業種別に検討いたしますので、中央なり地方なりそれぞれの段階におきまして、関係者がやはり集まりまして、内容をできるだけ具体的になものでございまして、内容をおきまして、共同化という問題につきまして、御指摘のように、これにつきましてはやはり心がまえが相当問題になつておるわけでございます。個々の経営としては実は

相当踏み切りにくい問題です。しかし、将来を考えますと、当然踏み切らなければならぬ問題ではなからうかと考えますので、この辺、上からの押しつけにならないように、しかし、実際には踏み切らなければならないデータを持って進めようという勉強をいたしたいと思つております。

○美濃委員 そこで、この共同化というのは、私は意識と申し上げましたが、もちろん意識も大切ですが、いずれも経済行為でございますから、法律にこういう字句を使い以上、そういう振興計画を立てる上において、いわゆる法律上の字句を言いますが、協業化を進める場合、特別の個別振興計画よりも、共同化に伴うものに対する税法特例措置、それはそれとして、それ以上ほかに、どうしてもこの体系が将来の有利性があるという答弁なんですから、そうすると、それを進める政策の上で、何か優遇措置をお考えになつておるか。

○久宗政府委員 一応今御提案しております税制の改正の中身を御吟味いただきまして、少なくとも中小漁業関係、他の施策でやっておりますものの中で、これはぜひわがほうにもほしいというものは全部取り込んだつもりでございます。したがって、税関関係では、私どももいたしましては、できるだけの一応の準備ができておると考えておるわけでございますが、ただ、やはり御指摘のように、この種の問題につきましては、それに伴う利益の問題もございまして、これをなすべく的確にお示しすることが、個々の企業の方がどういふ形の協業の内容を選ばれるか、またどのぐらいのテンポで、どのぐらいの覚悟で臨まれるかというところの一番ポイントになるというふうにも考えますので、そのようなバックグラウンドの提示と申しますか、こういうことにつきまして、役所として一番ウエートを置いて考えてまいりたいと思つております。

○美濃委員 次に、振興計画と、あわせて各地域で実際に行なう改善計画と申しますか、これについてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

私の判断しておるところでは、通例このような計画を立てますと、いわゆる農林大臣が定める振興計画という全国画一の計画が先行いたしまして、非常に硬直性が高い。画一的に定める計画でございまして、その計画が全部だめだというふうには考えておりません。しかし、地域の実態、おのおの経済実態から、画一の計画で承認される関係上、その実態に真に適合する経営計画がゆがめられる、こういう面が多いわけでありまして、この対策については、そういう弊害を除却するためにどのようにお考えになっておるか、お伺いしたいと思ひます。

○久宗政府委員 この種の計画が立てられました場合に、しばしばそれが問題になりまして、また、実施過程での御発言の大部分というものが、やはりそういう形で出ておるわけでございます。私も法律をつくりまして、みんなああいう形にならざるを得ないわけでございますので、法律の形なり振興計画の立て方は、法文によりましていまのような形になっておりますが、考え方といいたしましては、今回の中小漁業の取り上げ方、その中の特殊な業種が取り上げられていくわけでございますし、また、漁業の機会でございますので、これはあくまでもその業界の自主的な努力というものを基礎に置きまして、作業といいたしても、もちろんこれは農林大臣がきめるという形をとっておりまして、やり方といいたしましては、今回は何とかしてそのような御批判のないような形に進めたいというのを大企業界とも話し合っているわけでございますので、これは実施の過程でいろいろ御批判をさらに受けたと思ひますし、また御支援を得たいと思ひます。

○美濃委員 そういたしますと、実施の過程で、一応の振興計画を定めたとしても、地域性は十分弾力的に取り入れた実施計画を——農林省はこれは策定するのでなくて、その地域で作成された実施計画は弾力的にそれを承認して運用するというものでありますか、そのように解釈してよろしゅうございしますか。

○久宗政府委員 最終的な形といたしましては、振興計画というもので何か文書ができるわけでございますが、その中で必要がございすれば年次の問題を繰り込んでいいし、地域性を繰り込んでいいし、私も繰り込んでおるわけでありまして、やはり非常に抽象的なものになるのではないかとおもうに思ひます。しかし、考え方といいたしましては、取り上げた業種にもよりまして、これもたとえば以西底びきでございすれば、これはそれ自体一つの地域性を持っておりまして、カツオ・マグロのように非常に全国的なものになりますと、これを一体どういうふうに地域的に考えるかという問題もございします。したがって、取り上げます業種によりましていろいろ違うと思ひますけれども、御指摘を受けますような、画一性のためにその計画そのものが意味をなさないようなことにならないような努力はいたしたいと思つております。ただ、補助の率でございまして、税の適用でございまして、これはやはり一律な形をとらざるを得ませんので、むしろ計画の内容によりましては、たとえばどういう業種を選ぶとか、そういうような問題の中で、必要があればさような地域性を考慮してまいりたいと思つております。

○美濃委員 ただいまの点は、地域性が実施の中では十分従来の弊害におおらないようにするといふのでありますから、その推移の結果によると思ひますので、質問は次に移ります。

次に、この計画の中で、「水産物の保蔵及び輸送の施設に関する事項」、こうなっておりますが、この保蔵という字句、これはどの程度の設備をお考えになっておるか。

○池田説明員 保蔵設備と申しますと、大体水産物の場合は鮮度の関係がもちろんございしますので、われわれは普通冷蔵庫がそれに該当するのではないかと考えております。

○美濃委員 これを進める中で冷蔵庫を考える、これは豊凶による需給調整上も非常に大切な施設

であると思ひますが、次の金融対策の中で対策に入っていないのであります。こういう設備になりますと、おのずとそういう消費価格の問題もあるでしようし、かなり長期低利のこれを推進する資金体制が入ってこない、計画と資金体制が合わないように思ひます。それはどのようにしてなつておるか。

○久宗政府委員 この水産物の加工、保蔵の施設の問題でございしますが、これは御承知のとおり、このような措置をとりまします以前から、中小漁業なしいしは沿岸の非常に重要な施設といたしまして、すでに御承知のとおり、農林漁業金融公庫から、たとえ個人用の施設でございしますと今回の措置と同じような六分五厘でございします。それから共同施設につきましても七分五厘といった金利で融資の措置が実はとられておるわけでございます。

さような関係で、今回の特に以西底びきなりカツオ・マグロの問題につきましても、先ほど申しましたように、これは個別の企業の近代化、合理化をめぐりにいたしまして、ある種のこの項目に金利を援助する、この税制はこういうふうな措置するといふ個別の対策をとっておりますので、今回の指定との関連におきましては、特別にこの保蔵、加工施設につきましても公庫ですぐに処置をしております資金以外の措置をとる必要がないと考えておるわけでございます。

○美濃委員 私のお尋ねしておるのは、よくわかりましたが、この際特別融資措置はしなくても既に設けられておる。ただし、この種の施設が特に回転の早い、償却年限の短いものは別でございしますけれども、この種の融資あるいは船舶漁業の基本融資が六分五厘というものは、いわゆる漁業の所得あるいは置かれてある国民の食生活に及ぼす影響等を考えますとき、六分五厘の資金でできておりますといふことはどうかと思ひます。先ほどお尋ねしておることは、年限の長い、特にこの設備についてはかなり長期の耐用年数があるわけですから、長期低利の資金措置を必要とすると思ひますが、六分五厘そのものについて疑義があるわけ

です。それは今後すみやかに改善を要すると思ひます。どのようにお考えになっておられますか。

○久宗政府委員 これは最初にお尋ねがございまして、かぶとを脱いだのでございしますが、私も立案過程におきましては、もう少し安い金利がほしいという気持ちは率直に持つておったわけでございます。いろいろ詰めてみますと、やはり金利の体系の問題もございまして、漁業内部におきましても、やや中小漁業におきまして所得関係が総体的にはいいという関係もございしますのと、また、この種の低利資金といたします場合の原資、もとの資金でございしますね、原資の関係といったようなもの、その他横の関係をずっと詰めてまいりますと、一応この段階ではスタートを切ること重点を置きまして、六分五厘をやむを得ぬというところで実は了承してしまつたわけでございます。これはやはり今後の経営との関連におきまして、私もまたいたしましては、実施をしてまいりました場合に、どうしてもいかにぬかどうかというところで検討したいと考えておるわけでございますが、今回の段階におきましては、現在の総体的な金利関係から申せば、一応これをスタートラインにしたいと思つております。

○美濃委員 これは、せっかく大臣がお見えになっておりますので、大臣にお伺いしたいと思ひますが、いまお話を承りますと、長官は不十分といふふうに解釈し、もつと安い金が必要、こう言つておるのではありません。この政策は縦横の関係とは考えられぬのであります。これは今後すみやかに改善措置を要すると思ひます。これは今後すみやかと低利、長期にすべきであると思ひますが、大臣はどのようにお考えになっておるか。

○倉石国務大臣 御存じのように、農漁業関係の利子につきましても、四十二年度でいろいろなものについて一分ずつ引き下げることに努力をいたして成功いたしました。この法律は、そもそも中小漁業の振興ということが目標でございしますの

で、私どもは、資金コストが許せばなるべく低利のほうがいいと思いますが、そういう意味で将来とも努力してまいりたいと私は思っております。
○美濃委員 次に、流通取引関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

手元にありますこれは、統調の資料をいたしたいわけですが、昭和四十年における段階別の市場価格の統調資料によりますと、キロ当たり生産地市場で六十三円、それが六六市場の市場価格は百三十九円、それから消費地小売市場は二百七十五円と、こうなるのですが、非常に危険をおかして生産、漁獲するものよりも、六六市場の流通取引の段階で生産地市場価格の倍以上になるということは、これもたびたび論議されておると私は思うのですが、こういう点に積極的なメスをいままです——これも第一次産業の生産物としては、どの法律にも流通改善というものは入っており、われわれ日本のこの種の体系に、積極的に改善に取り組み姿勢が出てこないのではありません。今回の場合は、前回の弊に墮すことなく、せめて一つの糸口をつけられ、次々と物価高にあえぐいわゆる国民大衆のためにも——ただ単に法律に表現すること、あと法律ができてしまえば何も具体的な施策の手が伸びぬというのは、まことに遺憾とするところだと思っておりますが、この関係は、いわゆるこの法律に該当する指定業種だけの問題を言っておるわけじゃないのです。全般的にこれから先どのようにこの政策を進めようとお考えでありますか、承っておきたいと思っております。

○久松政府委員 お尋ねの前提になつております、先ほど御指摘になりました資料でございますが、これは相当問題のある資料でございます、ちょっと説明をさせていただきます。これは、実は白書をつくりました際に、それぞれ部内資料といたしまして、いろいろな利用ができます資料の調製をいたすわけでございまして、その中に不用意にこの御引用いただきました数字が入っているわけでございますが、これはまさに比較すべからざるものを比較して、しかもその差まで出してあるわけでありまして、これは間違ひでございます。間違ひと申しますのは、それぞれ産地から消費地に参りますまでにどれだけの開きが出来るかというものをみるものではないとしまして、非常に不適当な、全く違うものを比較したものでございすために、いまのような係数で申しますと四倍近いギャップになつておるわけでございまして、これはこのように比較にたえるような数字ではございせん、たまたまそれをここに載せておりましたために、お目にうつって御指摘を受けたわけであります。誤解が生じておるわけではございません、むしろそういう意味で御指摘をいただくことすれば、やはり同じものがどういう形で行つてどういふ価格になつたかという意味におきまして、いわゆる追跡調査によりまして吟味すべき問題ではないだらうかと思ひます。若干古い数字で恐縮でございますが、三十七年度におきまして、やはりこの種の価格問題が非常に問題にされた場合には、やりました追跡調査によりまして、同一産地、銘柄、魚体のものが、生産地から最終の消費地までどういふか行つたかという数字によりまして、二・五倍という数字になつておりました。これはもちろんそれを調査いたしました時期のその日の問題、どのくらいの範囲になるかという問題はございすけれども、少なくとも四倍といたつたような数字はこれは間違ひでございます、常識的に考えましても、そのような数字ではございせん。一応私どもが実証的に調べました追跡調査によれば二・五倍、かりに消費地におきまして最終価格を一〇〇とした場合には、四〇台の数字になるというふうな、逆算いたしますと、御指摘を受けておる表の御利用は、これは比較すべからざるもので、部内資料でございますので、注を非常に簡略にしておりますために、誤解を生じたものと思ひますので、その点だけ御注意をいただきたいと思ひます。

な、御指摘の問題と間違ひいたしました、水産関係でこの物価問題を扱います場合に、生産地価格、消費地価格の比較の場合に、どうもギャップが大き過ぎるという問題があつて調べてみたわけでありまして、これは、産地市場におきまして魚種、魚の種類の構成と、消費地の卸あるいは小売り市場におきまして魚種の構成とが、それぞれ異なつておるわけでございまして、つまり、別の意味におきまして小売価格を調べる、別の必要から調べますと、そこで現実には売られておる魚を調べますので、どういふ魚が産地からどう来たかというものを調べるのには適当でない問題がその中に含まれておるわけでございまして、消費地で申し上げますと、産地市場に上場されるものうち、生鮮魚など比較的単価の高いものがいわゆる小売価格の中に入つてくるわけでございまして、ウエートが高くなつてくるのです。それからまた、御承知のとおり、相当高級な輸入魚種が直接上場されるところといったような関係もございまして、どうも産地におきまして魚種構成と、消費地価格の中に織り込まれてまいりますものととの間にさうな差がございすために、ある時点で並べてみますと、実際と異なつた格差がそこにあつたというふうな思ひますので、この点を念頭に置いていただきたいと思ひます。

な、御質問は、さうな問題を抜きにいたしまして、いづれにしても、問題になつております水産物の価格問題につきまして、従来の施策が十分ではないじゃないかという御指摘がございす、私どもも、最終的には、これが生産部面におきまして零細性と、最終の消費者の段階におきまして消費者の所得水準なり、また末端におきまして小売りの零細経営、この二つの零細経営に両端を縛られまして、その間にいろいろな流通の幾つかの段階が入つてまいりますので、本格的に取り上げますと、やはり今回取り上げておりますような生産対策というものは、根本的にはこちらからずつと固めていかなくてはならないのじゃないかというかまえておるわけでございまして、しかし、現に途中におきまして流通過程の問題も、当然現実の行政として問題になりますので、しばしば御説明申し上げておりますような経費の節減につきまして、また市場の組織の問題につきまして、一連の対策をとつておるわけでございまして、根本的なかまえていたしましては、やはり生産面におきまして零細性と、その生産の不安定さというものが、基本的にはこの水産物関係では相当な問題がある。これを克服せざるを得ないという考え方に立つておるわけでございまして、なお、御承知のとおり、加工の分野が非常に広がつておりますので、もう少しその間のチェーンを結んでいくとしますれば、水産物関係はやはりよりよつては相対価格の安定に資し得るはずだ、加工部面が多いという意味におきまして、そういう関係から取り組んでまいりたいと思ひます。

○美濃委員 この資料の信憑性がいま出たわけですが、それは私もあえてこの資料に固執はいたしません、いづれにしても、流通体系が悪いということが言えるわけですね。

そこで、世の中は非常に進んでいるわけですが、いつまでもあのわからないうりやり機構で、あつた市場の体系でよろしいかどうかということに、私は疑問を持つておるわけです。これはこれから先の近代流通を考えますときに、生産者団体、漁業協同組合等によつて、いわゆるそれぞれの価格の表示販売、そして魚を売る立場にある小売りが、自由に選択して表示価格で持つていけるような市場体制をつくるべきであると思ひます。とにかく思惑が入つたり、あるいは必要が入つたり、不漁であればちやちやせり上げていく。あるいは豊漁であればたたく。この種の関係は、先ほどお話になりましたように、貯蔵設備なりあるいは加工の進行によつて、ある程度豊凶の調整能力を持たなければならぬでしようし、徳川時代から続いたたの市場特有のせり表現による、あるいは近代的でない流通体系を、いつまで日本の消費経済市場は続けようとするのか。この監督は主として農林省にあると思ひます。こういうことを検討されたことがあるかと

るか。検討されたらすれば、いつの時期にこうい
る体系を改めなければならぬとお考えになるか。
私は近代的でないと思うのです。ここまでは進んだ
世の中において、ああいう徳川時代から続いてき
ておる流通体系をそのままで過ごしておるこ
ろに問題があると思います。世界の流通体系を見
ても、非常に生産者価格も安定し、消費者価格も安
定し、中間経費が圧縮されておるという実例は多
いと思うわけでありませう。そういう体系は、世界
の進んでおる国々の中に実例もあるわけでありま
すから、そういう体系を積極的に取り入れるべき
であると思うのであります。どのようにお考えに
なつて、どこまで検討されておるか、お伺いた
したいと思ひます。

○久宗政府委員 所管の問題に触れましてたいへ
ん恐縮なんです。市場関係につきましては、經
済局が直接担当しておりますので、その分野にお
きまして、市場関係について、すでに物価問題が
これだけやかましくなつておる過程におきまし
て、根本的な検討をやつておるわけではございま
す。御指摘のような、急激な過密都市との関連に
おきまする過渡期におきまして、なかなか思うよ
うに問題が解きほぐせないという非常に困難な問
題にぶつかつておるわけではございませう。施設そ
他につきましては、一応年次計画がございませう
と、また市場関係の審議会におきまして、本格的
に取り上げておるわけではございませうが、私ども
その前段階の生産部面を担当しておる者として
ましては、ただいま申しましたような生産の安定
化、またマーケティングを組織化していきませう
場合、それに対応できるような生産体制に持た
せてまいりたい。今回協同組合の合併問題につきま
して御提案いたしておりますのも、そういう関係
連があるわけではございませう。

○本名委員長 午後二時に再開することとし、こ
れにて休憩いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時三十分開議

○本名委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

午前中に引き続き、質疑を行なひます。美濃政市
君。

○美濃委員 午前中お伺ひいたしました流通改善
の問題は、かなり検討を要すると思ひますので、
本日は流通改善の問題はこの程度にしておきたい
と思ひますが、この際、これは漁業だけに限ら
ず、農産物においても、非近代的な穀物取引所等
のああいう流通機構の問題、これは私どもの判断
では、たとえ主食であれ、間接食糧であれ、国民
の食糧がああいう非近代的な流通で行なわれるべ
きでないと思ひます。これらのお問題をあ
わせて大臣にお伺ひいたしたいわけですが、
この点、いまだにお伺ひいたしたいわけですが、
また検討はされておるのか、さらに今後の課
題として、非常に時代おくれのしておる日本のこ
れら一連の流通機構の改善をどのようにお考えに
なつておるか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 流通機構の改善につきま
しては、政府も熱心にその近代化につとめておるわけ
であります。流通機構の中心といわれまます取引
所、この取引所の取引方法につきましては、皆さ
んよく御存じのように、長年の伝統であつたりや
り方をいたしておるが、これもやはり、たと
えば築地のああいう市場なども逐次改善され
て、私どもとしても、これをひとつ能率的に改善
するようになつてほしい、そういうことで研究を進
めておるわけではあります。

○美濃委員 次に、金融の中で一つ落ちておりま
したのでお伺ひいたしますが、「農林漁業金融
公庫からの資金の貸付け」、この条文の中で、「漁
船の改造、建造若しくは取得」となつておりま
すが、この「取得」は、共同化を進めるにあたつ
て、現在保有しておる——まあいろいろ、これは
漁業権もあるでしょう、漁業権も含めて取得対象
にして、一応漁業協同組合もしくは漁業生産組

合、これらを頂点とする共同化を進める過程の取
得資金の対象と考へてよろしいかどうか、その他
の取得もあると思ひますけれども、これをお伺ひ
しておきたいと思ひます。

○久宗政府委員 御質問の趣旨がちょっとのみ込
みかねておるわけではございませうが、あるいは漁業
権の取得あるいは許可の承継に關する費用といつ
たものが融資の対象になり得るかという御質問で
ございませう、さうなものも含んでおりませ
ん。

○美濃委員 そうじゃないのです。共同化を進め
るとき、たとえば共同化に参加しようとする漁業
者の持つておる船舶、漁具、こつちのものを生産
法人であれば生産法人に委譲するでせう。設備
委譲をしなければ共同化にならぬわけですから、
その委譲を法人が受ける場合の取得、この取得
は、やはり漁業によつては負債のある漁家もある
のですから、経営を一応法人に切りかえるわけ
ですから、切りかえるときには、それはそのとき
の時価で取得をさせて、負債があれば、それは負債償
還をさせてきれいにし、いわゆる共同化法人経
営に入る、これが好ましいと思ひますが、この
取得資金というものは、さういふふうに使ふんだ
というふうに解釈してよろしいかどうか。共同化
の場合の参加する者の取得資金……

○久宗政府委員 共同化の場合に、取得の必要な
物的施設につきましては、見ることになつており
ます。

○美濃委員 これは見る範囲というものは、全部見
るといふふうに解釈してよろしいございませう
か。有形、無形、いわゆる既得権も含めてです
ね、その対象になるものは全部融資対象にするの
だ、さういふふうに解釈してよろしいかどうか。

○久宗政府委員 物的施設に限ります。

○美濃委員 次に、労災関係について。貸金体系
は昨日かなりの質疑がかわされましたので、省略
いたしたいと思ひますが、労災関係についてお伺
ひいたしたいと思ひます。

私がいままで調べた範囲においては、漁業自営

者には労災保険が適用されないように聞いておる
わけですが、これは自営者といつても、中小漁業
の場合、漁船なり漁具なり小さい施設を持つてお
るというだけでありまして、経営から見れば、他
産業並みの所得にもならないという形態が多いわ
けでありますから、純然たる自営者であつても、
その中身は漁業労働者である、経営の実態はさう
考へるべきであると思ひます。さうする
と、この種の事業に従事しておるわけですから、
どうしても沿岸漁業安定のためには、自営者とい
えども、沿岸漁業者はみづから自営者であつて
も、船に乗つてやはり自活の道で働いておるもの
です。これを、船に乗らない人は必要ないと思
ひますけれども、やはり労災保険の対象にすべき
であると思ひますが、この方法、あるいは現在ど
うなつておるか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○久宗政府委員 お尋ねのような問題が、長い間
論議されておつたわけではございませうが、調べてみ
ますと、昭和四十年年度の改正によりまして、中小
漁業者につきましての特殊な道が開かれたわけ
でございませう。内容を申し上げます、常時三百人
以下の労働者を使用する中小業主につきまして、
その事業に雇用される労働者と労働者災害補償保
険関係が成立していただきます。これは、特別加入が
できるわけではございませう。また、漁船によりま
す水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しない
で行なつておりまして、それを常態とする自営漁
業者及びその事業に従事する家族従事者につきま
しても、特別加入の道が開かれておるわけでは
ございませうが、どうも実績を調べてみますと、このよ
うな改正が行なわれましても、まだ下部への徹底
が不十分のようではございませう、実績面ではあま
り目立つた動きは実はないわけではございませう。

○美濃委員 もうちょっと具体的ににお尋ねをしてお
きたいと思ひます。

私の調べたときには、さういふことがなかつ
た。何か調査する過程において、先ほど私の質問
に対して御説明のありました、いわゆる自営者で
あつてもみづから船に乗つておる者加入の道

は、漁業協同組合を通じてあるのなかろうかというふうな話を聞いたことがあるのですが、具体的な方法はどうか。漁業協同組合を通じて自営者が労災の手続をすることになっておるのか、それとも一人一人でするのか、その点ちょっと伺いたい。

○下浦説明員 私からお答え申し上げます。

ただいまの御質問の点は、おっしゃるようなことになっておりました。先ほど長官からの御答弁にもございましたように、特別加入制度という道が、実は四十年の六月の法律改正によりまして開かれたわけでございます。もともと施行は十一月からということになっております。その特別加入制度の中の一つとして、先ほどのお話のとおり、漁船によります水産動物の採捕の事業につきましては、労働者を使用しないで行なうことを常態としたしております。いわゆる自営漁業者及びその事業に従事する家族従事者、これらにつきましては、特別加入を認めるということになっております。

具体的なやり方といたしましては、おっしゃいますように、漁業協同組合が事業者というぐあいにはいたしません。そのもとで個々の自営漁業者が働いておるといふぐあいに、一つの法律上の擬制と申しますが、そういう技術的な取り扱いになっておりますが、それでどういふ特別加入を認められておるわけでございます。なお、法律上は、これは任意加入適用の制度の取り扱いを受けておるわけでありまして、したがって、具体的な手続といたしましては、漁業協同組合がそういう手続をとるといふことにならうかと存じております。

○美濃委員 そういたしますと、もちろん、漁業協同組合とは雇用関係は成立していないわけですから、手続上漁業協同組合を経由でもないのです。漁業協同組合を経由して手続をすることは間違いないですね。それと同時に、都道府県に對して、そういう法改正ですから、法律ができておるのだから、知らぬというところはないはずですが、たとえば北海道あたりは知らぬわけ

すよ。二、三日前に、私は北海道水産部にたずねたわけですが、知らないのですよ。各都道府県は知らないのじゃないか。こういう点の周知徹底をすることは大切なことですから、はかっていたきたいと思ひます。

○久宗政府委員 これは労働省関係を通じて、通知がいつておるはずでございますけれども、なお、念のため私もからも注意を喚起するようにいたしたいと存じます。

○美濃委員 以上で終わります。

○本名委員長 柴田健治君。

○柴田委員 中小漁業の振興に關連し、また沿岸漁業の振興に關して、角度を変えて、水産庁の長官やそのほか政府委員の方にお尋ねしたいのです。

瀬戸内海は、内海漁業として御承知のとおり、いまや養殖漁業に大きく切りかえられようとしておるわけですが、今日、まず前もってお尋ねしたいのは、内海漁業に従事しておる漁民の数を、おわかりならお知らせ願いたいと思ひます。

○久宗政府委員 瀬戸内海におきまして沿岸漁業の漁家数でございますが、四十一年度におきましては三万七千でございます。全国の一七・二％という計数になります。

○柴田委員 三万七千の漁民があつて、年間の漁獲量というのは幾らですか。

○久宗政府委員 生産額は四百二十億円で、全国の二〇・五％という数字でございます。八海区の中で一番単位当たりは大きな形になっております。

○柴田委員 いま沿岸漁業の中で、内海漁業としてたゞいま御説明をいただきました漁民数なり漁獲高、それらを考へて、今後の内海漁業の振興について、やはり構造改善という立場で水産庁も力を入れておられると思うのですが、内海漁業で、いまや投資額も非常に大きくなつておるわけでありまして、御承知のように、漁業振興に關して、漁民の自己資金なり、また系統資金なり、政府資金なり、いろいろな形で投資をしてゐることは間違

いないわけですが、そういう立場から、今日漁民が関心を持っておりますことをお尋ねを申し上げたいのです。

御承知のように、五月十九日に、日本土木学会から、本四連絡橋ということとで五本のルートが技術的に可能だということの答申がなされたことは、もう皆さん御承知のとおりだと思ひます。これに關連して、漁民のほうから見る連絡橋に対する反響というものがいま出てきておるわけですが、どのルートにかかるとか、こういうことから、非常に心配いたしておるものであります。今後の漁業に對する熱意、また、それに投資をしてこれからひとつ新しい養殖をやつていくという、そういう考え方から、漁民の気持ちというものが非常に複雑になっておる、これはい

なめない事実であるといふことは、ひとつ承知しておいていただきたいと思います。あります。それに関連して、本四連絡橋がどのルートにかかるとか、今後の政治課題でもありましようし、まだまだいま技術的な問題で答申がされたばかりであります。今度は経済効果という面から調査をせられていくわけでありまして、この調査の中で、水産庁としては、漁業というものが入るのか入らないのか、ひとつ見解を聞かしておいていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○久宗政府委員 お尋ねの問題につきましては、たゞいま御質問にもございましたように、純土木的な見地での見解が示されて、したがって、この段階におきましては、運輸省の御関係から、特別な御連絡はまだ受けてないわけでございます。かりに計画が何らかの形で進みます場合には、当然御相談があるはずでございますし、私も、もといたしましては、必要な調査は、その段階において、計画の内容によりましていたさなければならぬといふふうに考へております。

○柴田委員 まあ、連絡がないから、連絡があつてから調査なら調査をやる、こういうことでございまいしょうが、やはり漁民の立場からいふと、こ

うような筋合いのものではないわけで、相当ビジョンを持って、長期の計画の上に立て、今度の中小漁業振興に關して、この法案の中でも明確になっておるうちに、振興計画というものを立てていく立場から見ても、非常に心配が出てくる。それから、これから調査するといふことは、まあ当然だと思ひますけれども、連絡があるなしにかかわらず、水産庁としては、とにかくこれからの内海漁業の振興については、別の角度で調査をやるべきではないか、私はこういう考えを持ておるのですが、その点についてはいかがですか。

○久宗政府委員 内海の問題でございますので、私も非常に関心を持ておるわけでございますが、何ぶんにも具体的な計画の形が出てまいりませんと、その経済効果なりあるいは漁業への影響といふことが措置できませんので、いまの段階では、手がかりが実はないわけでございますが、いずれにいたしましても、運輸省のほうでいろいろ御検討なさいます際に緊密な連絡をとりまして、必要な調査はいたしたいと考へております。

○柴田委員 この五本のルート、明石一鳴門線、宇野一高松線、日比一高松線、兒島一坂出線、尾道一今治線、こういうことで五本のルートが技術的には可能だといふ答申がなされておるわけでありまして、この路線をたててお尋ねをするわけでありまして、仮定の問題ですからとやかく言えませんが、漁民の立場からいふと、どの路線にかかった場合はどうなるかといふことは、もう先のことを心配いたしておるわけですが、たとえば、魚の魚道といふものは、たとえば紀伊水道から内海に入ってくる魚道、豊後水道から伊予灘を経由して入ってくる魚道といふものがあると思ひます。その立場から言ふと、たとえば明石一鳴門に連絡橋がかかった場合に、紀伊水道から上がってくる魚道が変更があるのかないのか、変わるのかどうか、こういう一つの心配が出てくるし、それにまた潮流の關係がある。五本のルートの潮流というものが、大体水産庁として

深いところへ逃避して生息する。産卵期になってくると備讃瀬戸に上がってきて、備讃瀬戸で産卵をしていく。ちょうどサケ・マスと同じように——サケ・マスも、ソビエトのサケ・マスは、放流しておるのは、やはり産卵期になると自分の川へ帰っていく。日本の北海道で水産庁がいろいろ

○久宗政府委員 これも計画内容がはつきりいたしません的確なお答えがでないわけですが、従来この種のものにつきましては、もちろん中央も参加いたしますが、地方におきまして

○久宗政府委員 最初にお答えいたしましたように、計画の内容が具体化してまいりますれば、それに即応いたしまして内海漁業にどういう影響が

と思ひましたけれども、お尋ね申し上げたようなわけであります。やはりせっかく計画を立てるなら、事前に――日本の漁業というものは年々漁場

というものをひとつ根本的に考えてみてはどうか
ということを思うわけでありませう。

これはすでに今日委員会の議論の中でも、いま
現実に実施をされている沿岸漁業構造改善事業に
ついては、一地区の金額としても実にスケールが
小さい、したがって、今日補完事業という形でさ
らに補完していかねばならぬという事態で
ございませうけれども、むしろ、やはり漁場の改良
あるいは漁田開発、あるいはまた養殖、養魚等々
を含めて、沿岸漁業の今日の実態に即した根本的
な振興対策というものを法的に体系化して、そ
れに基づいた強力な施策というものを実施をして
いくということが、中小漁業振興特別措置法案と
対置しながら真剣に考えられていかなければなら
ぬということを思うわけです。これは来年の通常
国会を目ざして水産庁としても真剣に考えてもら
いたい。すでにわれわれとしては、この問題につ
いては沿岸漁業振興法案という法案を出した経緯
もございませうので、農林大臣としてももちろん中
小漁業振興特別措置法案を出されたのであります
が、この趣旨については基本的にわれわれも異議
はございませうけれども、やはり一番関係者も多
く、しかもまた沿岸漁業の場合は多くの問題をか
かえている実態から見ても、これを出されるのであ
れば、これと並行的に沿岸漁業振興法を真剣に考
えらるべきではなからうか、こう思うわけであ
りますけれども、今後の問題としてひとつ大臣の
お考えを聞いておきたいと思ふ。

○倉石国務大臣 御承知のように、農業でもそう
でございませうが、私もいろいろお話の法律等を制
定いたしましたときにいろいろ予測いたしましたこと
と、数年たつてだんだんと実際の状況は変化を
してまいります。ただいま御審議を願っておりま
す中小漁業の振興につきましても、いまお話のよ
うな過去の経緯とも照らし合わせて、これは
やはり総合的に計画を進めるべきである。私も
も沿岸漁業について全部をつまびらかにしてお
るわけではございませんが、われわれが知っておる範
囲内でも、やはりまだまだわれわれの考えておる

施策が十分に徹底して成果をあげておるとは思っ
ておりません。だんだんとそういうものを充足し
てまいって、私もどが所期いたしておるような近
代的沿岸漁業が成立してまいるように逐次つとめ
ていくべきだ。予算の関係もございませうけれど
も、そういう方向で漁業は漁業として沿岸が立ち
いくようにいたしたい、そういうことで総合的な
施策を進めてまいらなければならない、こう思っ
ております。

○角屋委員 立法的検討という点について私申し
上げたのであります。その点はどうでございま
すか。

○倉石国務大臣 いまそういうことについて新し
い立法措置ということを考えてはおりませんけれ
ども、先ほど申しましたように、やはり経過を見
まして、私どもは総合的に推し進めていくことに
ついて立法措置が必要であるということになりま
したならば、慎重に検討してまいりたいと思つて
おります。

○角屋委員 この基盤整備の問題に関連をして、
第三次漁港整備計画の進捗率が非常におくれ
る等々の関連から、漁港整備問題も議論が出て
おるようになっています。この点は、八年計画で
もつてやつておる昭和三十八年以降の第三次漁港
整備計画、これは今日の実態から見ても内容等につ
いても再検討しなければならぬ。あるいは予算規
模等についてもさらに拡大強化をしなければなら
ぬ。また漁港の問題につきましても、かつて漁港
法の一部改正をわれわれが議論したとき、ある
いは第三次漁港整備計画を国会で承認する前提に
立つて議論をいたしました際にも、いわゆる漁港
の種類は四種、こういふ種類の問題についても、
あるいは北海道、内地、離島、こういふものを含
めての補助率の問題で、特に内地の補助率につ
いても最近逐年修正がなされてきておりますけれ
ども、根本的にやはり引き上げていくべきじゃな
いというふうな議論がなされてきた経緯がござい

ます。やはり私の気持ちから率直に言うならば、
第三次漁港整備計画は八カ年の終了をそのまま進
捗のおくれた状態で推移して、あるいは来年以降
については従来のものよりもっと予算を追加し
ていくという姿勢でいくにいたしたい、そうい
う形ではなしに、この際、最近の漁港の修築事
業にいたしまして、改修、局改にいたしまして
も、それらを含めて中核漁港を中心とした漁港整
備の根本的な方針の確立の上に立つて、時代に即
応した漁港整備をやらなければならぬということ
が望まれておる現状からいたしまして、これにつ
いても、やはり来年度を目ざして第三次漁港整備
計画の内容について再検討をし、新しい世直し
のもとに予算規模、指定漁港あるいはまた言つた種
類、補助率等の問題も含めて、来年を目ざして漁
港整備計画については政府として積極的な姿勢を
とるべき時期にあるのではないかと、こういふ
に考えておるわけですが、この点について
ひとつ見解を承りたい。

○久宗政府委員 漁港の問題につきまして、現在
の計画の終末を待たずに本格的な検討のし直しを
したらいではないかという御意見がだんだん強
く出てきておるわけでございます。私ももほ
同じような感覚を持っておるわけでございます
が、先ほどのお尋ねの中で、沿岸漁業について何
か特別な法制を考えないかというお尋ねがござい
ましたけれども、これらのものもみんな一貫いた
しまして、先ほど先生から御指摘のございま
したような技術方面におきましても相当いいもの
が出かかってきておりますし、また労働関係にお
きまして次の段階におきまして相当の流出があり
得るといふことも考えられますので、そのよう
な問題を全部組み合わせてみますと、何か相当大
きな制度的な打ち出しが必要であらう。その場合
に、おそらく御指摘の漁港が一つの核になりまし
て、これを中心にした一連の考え方というものが
熟し得るのではないかと、いふふうに考えるわけ
でございますが、一連の要素につきまして、もう少
しその条件の熟するのを見定めて考えたいといふ

うに考えておられて、もちろん、漁港関係にお
きまして、審議会におかれましては相当根本的な
検討をしようではないかという機運が出ておるま
すので、十分審議会とも御相談を進めながら事に
当たりたいと思っております。

○倉石国務大臣 農林省で一般的に沿岸漁業等に
ついて相談をいたしますときには、ただいま水産
庁長官が申し上げましたような考え方で議論いた
しておるわけでありませう。したがって、これか
らもお精神的にそういう方向で勉強を続けてまい
りたいと思っております。

○角屋委員 時間の関係もありますから、私は簡
潔に法案の中身について、数点入ってまいりたい
と思ひます。

まず、外国人漁業の規制に関する法律案に関連
してありますが、いままで午前中の議論の中に
もありませんけれども、いわゆる領海問題とい
うのが、この問題と関連して海上にのぼってあり
ます。実はこの領海問題については、私も社会
党の場合にも、今日の全体的な国際情勢といま
すか、国際的な漁業環境の中で日本の領海をど
の範囲のものにするべきかということについては慎重
な検討をしております。率直に言つて、まだ結
論を持たない段階でございませう。外国から日本
の国内の水域に近づいてくるという事態からいま
すれば、外に延びた形で外国から入らないよう
な形が望ましいと思ひますけれども、反面、日本
のように外国にどんな国際漁業の關係で出てい
つて、いわゆる十二海里の中においても漁業の実績
を持つておる關係地域が相当にあるという事態か
らまいりますと、必ずしもそういうことばかりで
いかないだろうというところもございませうが、その
今後の国際的な動きがどうかというところにつ
いて、少しくお伺いをいたしたいと思ふ。

と申しますのは、第一回の国際海洋法会議、こ
れはたしか一九五八年だったと思ひますが、第二
回の国際海洋法会議が二年おくれた一九六〇年、
そういうふうに関がれましたが、残念ながら、第

おいても考えなければならぬ時期が来るのではないか、こう思うわけでありませうけれども、この点いかがでございますか。

○久宗政府委員 専管水域そのものの問題につきましては、世界の動向その他から考えましても、また、いま御指摘のような観点から考えましても、当然突っ込んだ検討が要るわけでございます。しかしながら、かりに専管水域を設けても、なおかつその背後におきます寄港の問題についての的確な処理、それから、その十二海里を越えた先の公海におきます条約、協定と申しますか、こういうものに対する準備、このようなものが組み合わされて、日本列島周辺におきます漁業秩序の維持ができるのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

○角屋委員 この際ちょっと、十二海里以内における国際漁業の舞台における日本漁業の漁業実績というものについて若干お伺いをいたしておきたいと思ひます。

これはすでにアメリカとの関係においては話し合いがまとまったわけでありませうから、資料については公にできると思ひますが、何か事前に承りますと、いま交渉をやつておるニュージーランド、あるいは今後のスペインその他の問題については、相手国との外交交渉の問題もあつて、十二海里以内における漁業実績等の問題については、いまの時点でそれらの詳細を明らかにしていくことについては対外的に配慮する必要がある、こういうふうなあらかじめの話も承つたわけでありませうが、それらの問題も考慮した上に立つて、いわゆる国際漁業の舞台において、十二海里の範囲内において日本の漁業実績の実態が大体どういふ状況であるか、これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○久宗政府委員 御質問にもございましたように、非常に微妙な問題でございますので、總括につきまして、ほぼ私どもの感覚として持つておりますのは、約百二十億ないし百五十億といったようなものがその実態として考えられておるわけでございます。

○角屋委員 すでに公表してもいいはずのアメリカの場合ほどの程度でございますか。

○久宗政府委員 アメリカの場合におきましては、大体四十億ないし五十億のウェートを持つておりました。

○角屋委員 おそらく、そういう従来の十二海里の範囲内における漁業実績というもののに対する日本政府の持つてきた対外交渉の姿勢等の問題は、今後も課題があるわけでございますから、今回の外国人漁業の規制に関する法律案の取り扱いにおいては、最近各国がどういふ動向としておる一定の専管水域の設定という動向については今日時点では日本政府として慎重に対処した立場からとらないというところであるんじゃないかと判断いたしました。しかし、先ほど申しましたように、これは早晩日本の場合においてもこの問題をどう取り扱うかを考えざるを得ない時期が来るであろうというふうに私は思ひます。今日時点においてはそういう問題の指摘程度にいたしておきたいと思ひます。

それから、いわゆる日本の水産物の漁獲高の動向から見、また国内の蛋白質資源の需要状況から見て、やむを得ず外国から買入れなければならぬ、こういう一次産品の受け入れ体制の問題でございます。それから、率直に言つて、私どもは、国内漁業の保護の立場、こういう問題、あるいは国内におけるところの漁獲物の市場操作の秩序の確立、いろいろの問題から見て、今後の課題として水産物の輸入増大傾向ともからみ合つて、これは韓国、ノリ等の場合においては一定の方式をとつておられますけれども、そのノリ以外の問題等も含めて一次産品の輸入受け入れ体制の問題という点については、今後の展望も十分考えながら、農林省として十分検討をしなければならぬ大きな課題の一つではないか、こう思うわけでございますが、これらの検討についてどうお考えになっておられるか、伺つておきたいと思ひます。

○久宗政府委員 この問題につきましては、今回御審議いただいております中小漁業のものと法になつております治振法との関連におきまして、審議

会におかれましては一つの考え方を打ち出しておられるわけでございます。相当広範な問題でございますが、まだ十分案が固まるころまでまいつておりませんが、私どもは、あそこで御指摘を受けておりますような方向でこの問題は考えるべきだということで、個々の品目につきましてやや掘り下げた検討をすでに開始しておるわけでございます。ただ、御承知のとおり、この種のものにつきまして一般に扱われます場合に、単なる貿易問題といたしましてどういふ制度にするかというよりな角度の取り上げ方がされておるものが多いわけでございますが、どうも最近の事情で突っ込んで考えてまいりますと、どの海域でだれがどういふ処理するかという問題との関連がございまして、単なる貿易問題ではないのかという問題が伏在してまいります。したがしまして、各国との間におきます漁業の協定とか交渉とか、そういうものとの関連におきまして、あまり画一的な方式で扱つてよろしいかどうか、この辺が実は疑問になつておるわけでございます。さういふ意味におきまして、いずれにいたしましても、一次産品の問題、特に水産物になりますと、先ほど申しましたように、漁場におきます競合の問題、あるいはそれをだれが加工するかといったような問題まで響いてまいりますので、少し幅の広い検討が必要ではないかというところで、担当を分けてまじつて検討に入らうと思ひます。

○角屋委員 いまの一次産品の問題を今後輸入漁獲物の増大と関連を考へていかなければならぬということ、私指摘したとおりでございますが、最近国会の大きな政治問題のような形を呈しております公社、公団、事業団の改廃問題、そこで水産物価格安定の問題に関連しては組上に上つておる問題が一つあるわけでありませう。私はこの機会にさういふことを深く触れようとは思ひませうけれども、われわれもかつて、多量性大衆魚の価格安定あるいは水産物価格の全体的な安定というものをどうするか、豊漁貧乏の嘆きをやはり与えてはいけないという意味から、一定の

法律案を提出した経緯がございませう。したがしまして、一次産品の取り扱いを考へる場合においても、国内の水産物の価格安定をどうするか、そういう問題と十分関連をさせながら考へていく必要があるだろう、こう思ひます。最近公社、公団、事業団の組上に上つたものはすべて一刀両断という風潮がございませうが、これは、任務の終わったものについてそれをやめていくことについては私は何ら異議がございせんけれども、しかし、生まれたそれだけのものについては、国会でも議論をし、その必要を認めて発足をしていたという問題も相当あるわけでありませう。しかも、それらについて、今日の問題として現状のままでは存在理由が薄いつかあるいは十分でないとかいうことがありまして、今後の問題と関連をして新しい展望に対処する具体案が整備されてまいりますならば、それはその中に包含されていくべきものでありまして、これらの問題について、実態にメスを入れずして機械的な取り扱いというものに終つていくことについて非常に問題がある。これは私自身が従来からこの種問題を取り扱つてきた立場からの考え方でありませうけれども、それは別として、とにかく、一次産品の問題の場合には、国内における漁獲物の価格安定という問題と十分関連をさせながら、水産庁としても具体的に施策を樹立してまいらうというふうな要望しておきたいと思ひます。

外国人漁業の規制に関する法律案の内容についてもいろいろありますけれども、時間の関係もありませうから、そうしてまた、いままでに議論をされてまいりましたから、詳細に触れることについては省略いたします。中小漁業振興特別措置法案の問題について数点お伺ひしたいと思ひます。これはすでに各委員からも指摘があつたところでございますけれども、少なくともこの中小漁業振興特別措置法案というタイトルを付するのであれば、この法案の中身についてもそのタイトルに

ふざわしいようなスタイルをとってはどうか、率直に言つてその思ふのです。たとえば、第二条のところではいわゆる指定業種方式をとっているわけですが、これは、具体的にカツオ・マグロ、そして以西底びき、本年度はそれをやろうという考え方をとっているわけですが、この第二条のこの形をとる場合においても、また別に関係業者自身から指定業種に入ることとを申し入れるという道をあけるといふことが立法上考えられていいだろう。少なくとも中小漁業振興特別措置法案というタイトルをやる限りにおいては、政府自身がその必要を認めて政令で指定業種をきめていくという方式と、その政令で指定業種をきめるその前の段階として、関係業界からも第二条第二項、一号、二号に該当するような条件がみずからあると判断して申し入れるものについては、政府自身もそれが時期に来ているかどうかについて検討を加える、そして、時期に来ていると見るならば政府みずから指定する、指定でないけれども、それを受け入れて指定業種の中に入れていく、こういう形の二つの道が第二条第二項との関連において考えらるべきではないかということが第一点であります。

さらに、第三条の中小漁業振興計画、この計画の内容にはいかなるものを含むのか、年次計画をするのか、あるいは画一的・硬直的にならないかといういろいろな点について御指摘がございましたけれども、私は、この中小漁業振興計画というものを農林大臣が定めていくという考え方は、法律の条文の考え方からいけば、農林大臣が中小漁業振興の基本計画を示す、そして、それに基づいて具体的な実施計画というものは関係団体あるいは関係業者自身を立てていく、こういう形であるのが一つのいき方だろうと思ひます。また、かりに政府案のように、農林大臣が中小漁業振興計画をきめていくという形を一步譲つてとる場合においても、少なくとも、条文中において第三条第四項に書くべきものかと思ひますけれども、農林大臣は中小漁業振興計画を定めるにあたっては関係

者の意見をあらかじめ聞かなければならない、こういうふうにして、民主的ルールを通じて関係者の自主性、主体性、かつ関係者の計画樹立への責任参加というふうなものを考えていく必要があるのではないかと。公害対策基本法その他多くの法案を見ましても、政府がこの種の問題をきめるにあつては民主的ルールをとるといふのが当然含まれておるし、これが立法の普通のいき方ではないかと思ひます。

私は時間の関係がありますからそれらの関係の問題については一括して申し上げますけれども、中小漁業振興計画という指定業種についての計画を樹立していく場合には、本法に基づく独自の審議会を設けるという形をとるか、あるいは沿岸漁業等振興法の沿岸漁業等振興審議会というものの決定にあつたての意見を求めて最終決定をするという方式をとるか、いずれをとるにいたしましても、日本漁業全体の生産量の約半分近くを占めておる重要な中小漁業の振興問題について政府が計画を示すにあつては、審議会のルールを通ずるといふ問題が一点と、また、関係者の意見を聞くという形を法律で明定するといふ民主的ないき方をとる等について、なせ十分な配慮を立法的に加へなかつたのかという点が、私は問題であらうと思ひます。これは、大臣やあるいは水産庁の長官に答弁を求めるといふだけではなしに、本日慎重審議でこの議論が終わりまう段階において、各党の理事間でも、この法律案を最終的に処理するにあつて、いま言った問題についてはひとつ十分に検討してもらいたいといふふうに私は自身は考えております。そういうことを各党の理事の方々に要請する気持ちを加へまして、政府自身がこの法案をつくるにあつて、いま言ったような点についてどう考えておられるか、参考までに承りたいと思ひます。

○久宗政府委員 御指摘を受けました点は、私も立法の準備をいたします過程でずいぶん議論をいたしました問題でございます。最終的な形にいたしましたは中小企業近代化促進法のシステムに近い形をとつたわけですが、ただいま御指摘のございました問題につきましては、たとえば、民間からの要望を受けてそれを確認するといふような考え方もあるわけでございますし、また、そういうふうな方式をとっております法令もございまして、考え方としては、私は、私どもは、むしろこれはほとんど共同作業によつてつくらなければならないといふくらいに実は考えているわけでございます。また、業界におきましても、いわゆる単なる経営主だけではなしに、労働の組織とも関連いたしまして突っ込んだ御相談をいたしたい、こう考えておりますので、その最終的な形は政府の責任においてきめるという形をとつたわけでございます。決して民間からの御要望なりあるいはその業界の盛り上がりつつある御要望というものと全く離れて政府が指定をするという考え方はないわけでございます。

また、御指摘のございました審議会の問題でございますが、この法案そのものが、沿岸法に由来して、その中を具体化する形で出ておりますので、当然沿岸漁業等振興審議会の議を経て最終的な案の確定へ持っていくといふふうに考えているわけでございます。

○角屋委員 結局、私が指摘した点については、水産庁長官の御答弁では、趣旨において基本的に反対の意見はなかつたのじゃないか、そういうふうには承ります。だとすると、第二条第二項のところ、指定業種は政令で定めるといふこの関連の次のところに、やはり第二条の一号、二号に該当する関係業者自身の判断で政府に申し入れるという道を書いておいて、それに対して、その時期に来ないかと判断するか、あるいはまだその時期ではないかと判断するかという政府自身の判断の問題があるかと思ひますけれども、そういうことをぜひ最終の法案処理にあつて考えてもらいたいと思ひますが、この点については異議ございませんね。

○久宗政府委員 一番私が問題になると思ひますのは、この種の施策をいたしまして、金融で措置をいたしましたり、補助金を出したり、いろいろございましてけれども、今度の場合にはやはり税制が非常に大きなウェイトを持つわけでございます。そこで、税の関係になります関係で、これをほぼわれわれの要求どおりに通そうといひますと、やはり計画自体について農林大臣の計画であるという形が必要ではなからうか、これは立案過程におきまします実感でございます。また、近代化促進法におきましてもさうな経過がとられておると考えておりますので、若干その問題がこの背景に伏在しているわけでございますので、いまのようにな形でそのような金融なり財政的な裏打ちが得られたというのが今日までまいりました経過でございます。

○角屋委員 ここで法案の細部の点で突っ込んでいろいろやろうとは思ひません。問題指摘として、第二条第二項との関連において、単に政府みずからが計画的にきめていくものばかりではなくして、関係業者自身の申し入れによつて政府みずからがこれを判断し処理していくという形が一つ開かれなければならないだろう。それは、現実に以西底びき、あるいはカツオ・マグロの問題が出てきており、その時期が熟しているという判断のもとに本年やろうとしているわけですが、しかし、中小漁業全体の業種の実態を見てまいりますと、これらの業種が他の業種に先がけて優先的にやらなければならないといふふうには受け取つていかぬかには議論の存するところでありまして、また、他の業種についてもすみやかにやつたほうがこの振興のためによろしいと判断できる部分も当然考えられるわけでありまして、私は特にその点を指摘しておきたいわけでありまして、同時に、少なくとも第三条のところにおいては、いま関係業界と一体になつてというふうなことを言われましても、立法の明定としては、そういうものの関係者の意見をあらかじめ聞かなければならぬといふことを明らかにすることは当然であらうといふふうに思ひます。いま沿岸漁業等振興審議会の意見を聞くというルールについて申し述べられましたが、少なくともそれら

の問題について独立の審議会をこの法律案でつく
るといふことを私自身が言いますのは、何といつ
ても、日本の漁業全体の中で生産量において約半
数近くのもの占めてくるという重要性から見て、
中小漁業の振興について全般的な議論をし、必
要なことについて大臣に献策をする、あるいは振
興計画についてその内容が適切であるかどうか
について意見を述べるといふこと、二つともい
ずれも重要な内容でありますから、場合によつて
は独立の審議会をつくつてもよろしい。ただ、独
立の審議会をつくる場合には、沿岸漁業等振興審
議会との一体的運営という意味から見て、その委
員の適当な人がこの審議会の中に入る、そのほか
に学者等が適当な人を加えるという構成でいい
のではないかと、いふに私は思ふわけでありま
すけれども、いずれにしても、この法律案自身から
は、審議会のパイプを通じて振興計画がきまつて
いくといふことは必ずしも読み取れない。それら
の問題についてはやはり明定する必要があるであ
ろうといふふうに率直に言つて考えております。

融資、減税の問題についてもいろいろ議論がな
されてまいりましたので、私はこの機会に多くを
申し上げるつもりはございません。しかし、いず
れにしても、中小漁業は、沿岸漁業等から見れば
資本その他のスケールは大きいわけでございます
けれども、政府が最近国会に出された水産のレ
ポートを見ましても、やはり設備投資あるいは運
資金等々、資金の問題については相当に苦勞を
しておる関係者が多いというのが実態であります。
したがつて、単に設備投資のみならず、いわゆる
運資金の問題も含めて考えていくかどうかとい
う問題も、当然議論としてこの法案をきめるにあ
つたてなされたのじゃないかと私は思ひます。い
ずれにしても、そういう経緯から見まして、少な
くとも政府の制度金融を使うという場合における
金利、償還期限の条件については、これを政府案
が提示をしておる形よりも、でき得べくんば今度
の国会審議の最終段階を通じて、年六分五厘とい
うものについては修正をしていく英断をすべきで

はないか、こう率直に言つて私は考えておるわけ
であります。償還期限、政府機関の問題につい
ては、やはり借金というのではありません。早く返せば
いいわけでありまして、長期低利というものが農
漁業金融のわれわれの合意のことばのようになって
おりますけれども、これは実態に即してこの程度
でよろしいといふことであれば、三年、十八年と
いうことについては必ずしも拘泥はいたしません
。ただ、金利の問題については、附帯決議等
なるべく早くというのではなしに、率直に言つ
て、やはり実効をあげるためにも、この機会に六
分五厘については法の修正をすべきである、こ
ういふふうに強く私自身は考えておるわけであり
ます。それらの問題について政府のお考えを承りた
いと思ひます。

のですけれども、われわれがいろいろ承つておる
ところでは、最後は総理裁断でやられるかどうか
かという予測も伝わつておるわけですね。どうも
考へてみますと、倉石農林大臣自身は除きたいと
いう考へが相当強くて、総理大臣自身は政治的に
いろいろ諸般の情勢を考へるとより少し弾力的に
考へたほうがいい、そういうことが伝わつてきて
おるのでございますが、それはともかくとして、
米価審議会というものは、去年の場合もことしの場
合も、わが国農政上から見まして、あるいは国
政全般の問題から見しても、きわめて重大な審
議会でありまして、われわれが言つておる気持ち
というのでもやはり十分判断をして善処をされる
という問題ではないかと思ひますが、最終段階で
ありますから、農林大臣の当面の心境といひま
すか、考へ方をお伺ひしたいと思ひます。

○久宗政府委員 先ほど来御意見として出てお
るわけでございますが、いまの関係業界の申し入れ
云々という問題、あるいは審議会の問題でござい
ますが、私も私も立案過程でいふふそのような問
題につきました。議論をいたしたわけでは、法
制局あたりとも詰めた議論をいたしたわけでは
ございますが、法律の体系がいまの近代化促進法を
ほつておられますのと、それから、援助の内容が
特に税制の関連がございまして、それらの関係
から詰めていきました過程におきまして、立法技術
上はいまのような形にならざるを得ないというの
が、いままでの私どもの実感でございます。ただ、
おっしゃいます意味は非常によくわかるわけでござ
います。したがつて、この運用にあたり
ましては、先ほど考へていきたいといふことを申
し上げたわけでございます。いまのどの業種を持
ち上げるかという問題につきましては、これはも
ちろん政府が恣意的に指定できる問題ではござい
ませんが、法律でおきめたいだいておられますよ
うな条件が熟しましたと初めて取り上げられるわけ
でございますが、いづれにいたしましても、中小漁
業の中のある業種を取り上げることになりますの
で、このよう御判断を得ます場合に、やはり一
応沿岸審議会のような形で取り上げられて吟味さ

れてしかるべき問題ではないかといふふうに思
うわけでございます。決して私どもが恣意的に、こ
れはいい、これは悪いといふふうな判断のできる
性質のものではないと思ふわけでございます。た
だ、今回最初にカツオ・マグロと以西を取り上げ
ましたにきましては、調査の段階といった問題
もございまして、まだこれよりもつと必要なの
のがあると思ふのでございまして、それらも、そ
れらの調査が不十分でございまして、あるいは
業界におきまして体制が不十分でありますため
に、この法案のいわば最初に取り上げますものと
いたしましては必ずしも自信がございせんので、
取り上げなかつたという経緯もあるわけござい
ます。したがつて、ただいま御質問のござい
ました一連の問題につきましては、一応法の形式
をいたしましては現在のような形にならざるを得
なかつたといふ点を繰り返して申し上げるわけで
ございします。

な。利子の問題につきましては、午前中も申
し上げたわけでございますが、少なくとも政府案
といたしましては、現在におきます金利体系その
他とのバランスというのを考へました場合に、
一応六分五厘を頭に置きまして法案を提出いた
しておる次第でございます。

○倉石国務大臣 お尋ねの件につきましては、お
話のように、きょうが任期満了の日でありま
す。そこで、ほつぽつ委員の御依頼を始めるに
はなりません。いまお話しのように、総理大臣
が弾力的で、農林大臣が国会議員をお願いしない
ことにたいへん強硬だといふことですが、私は宣
伝がへたなものですから、とかくそんなふうに伝
えられるかも知れませんが、いろいろ検討いたし
まして、こちらでお願いしたいと思つておる方
で、まあ去年辞表を出された何らかのいきさつ
もあつて、お受けしていただくのにもなかなか骨
が折れるのではないかと。実はこれからいろいろ御
相談するわけでありまして、そんなふうなこと
で、米価決定の前の麦価決定までには間に合ひよ
うに、ひとつなるべくつばな委員さんを委嘱し
てお願いしたい、こういうことで考えておりま
す。

○角屋委員 私は最近の新聞の書き方にも問題が
あると思ふのですけれども、米価審議会から国会
議員を排除なんといふことが書いてある。何か、
われわれ米審でやつたこともございしますけれど
も、審議会の中で、いままでも政府が御任命になつた
方々の一般の方で、米価なら米価の場合に、十

最後、これは外国人漁業の規制に関する法律
案あるいは中小漁業振興特別措置法案と直接関連
がないのでありますけれども、大臣にお伺ひをい
たしたいのは、予算委員会でも私ちょっと議論を
いたしましたが、米価審議会委員の任期がきよう
で切れるわけでありまして、私も直接関係があつた

のですけれども、われわれがいろいろ承つておる
ところでは、最後は総理裁断でやられるかどうか
かという予測も伝わつておるわけですね。どうも
考へてみますと、倉石農林大臣自身は除きたいと
いう考へが相当強くて、総理大臣自身は政治的に
いろいろ諸般の情勢を考へるとより少し弾力的に
考へたほうがいい、そういうことが伝わつてきて
おるのでございますが、それはともかくとして、
米価審議会というものは、去年の場合もことしの場
合も、わが国農政上から見まして、あるいは国
政全般の問題から見しても、きわめて重大な審
議会でありまして、われわれが言つておる気持ち
というのでもやはり十分判断をして善処をされる
という問題ではないかと思ひますが、最終段階で
ありますから、農林大臣の当面の心境といひま
すか、考へ方をお伺ひしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 お尋ねの件につきましては、お
話のように、きょうが任期満了の日でありま
す。そこで、ほつぽつ委員の御依頼を始めるに
はなりません。いまお話しのように、総理大臣
が弾力的で、農林大臣が国会議員をお願いしない
ことにたいへん強硬だといふことですが、私は宣
伝がへたなものですから、とかくそんなふうに伝
えられるかも知れませんが、いろいろ検討いたし
まして、こちらでお願いしたいと思つておる方
で、まあ去年辞表を出された何らかのいきさつ
もあつて、お受けしていただくのにもなかなか骨
が折れるのではないかと。実はこれからいろいろ御
相談するわけでありまして、そんなふうなこと
で、米価決定の前の麦価決定までには間に合ひよ
うに、ひとつなるべくつばな委員さんを委嘱し
てお願いしたい、こういうことで考えておりま
す。

漁業振興法案が出ておるのでありますが、私は、それらの沿岸漁業中心の振興として最も大事なものは漁港の整備だ、こう考えるのでありまして、この点は水産庁でも異論のないところだと思ふのであります。ただ、案外これが遅々として進まない。したがって、沿岸漁業がなかなか振興してこない、私らはこう見ているのであります。そこで、最も大きい問題になる点はどういうことかという点、地元負担が多いという点にわが県としてはかかつておる。わが県のみではない、貧弱な漁村において地元負担が多いというので、結局漁港整備が進まないということになるように思うのであります。

○森田委員　そこで、私は青森県ですが、岩手県でも秋田県でもみな同様だと思うのですが、どうして同じような待遇を与えてもらえないかということです。この点、どういう理由か、その理由をはっきりさしていただきたいと思います。

○瀬見説明員　離島につきましては、御承知のように、離島振興法というのがございまして、非常にへんびな気の毒な離島が多うございまして、その振興のためには国が高い負担率をして促進をしていかなければならない、こういう趣旨でございします。それから北海道につきましては、北海道開発のために、特にいろいろと立地的な条件もございまして、これも国の負担率を上げて整備を促進

その問題を御検討なさったのか、お伺いしたいと思ひます。

○瀬尾説明員 ただいまの御質問でございますが、一がいに離島、一がいに北海道、一がいに本土といひましても、なかなかただいまお話がございまして、なかなかただいまに幅が広がらぬまゝで、接点にならずと、なかなかけじめのむずかしい問題になりますと、なかなか思ひますが、水産庁といったしまして、漁港整備事業を推進するにあたりまして、ただいまの御質問のように、本土におきましていわゆる地元負担と申しますか、そういう負担が困難なために整備ができないというようなことも従来々々ございまして、私どももいたしましては、可

らかの方法でこれをひとつ解決しなくてはいけないということ、従来いろいろ検討を重ねておったわけでございます。それで、いま全国に漁港が二千八百近くあるのでございますが、その漁港の所在地の市町村の財政力と申しますか、財政指数と申しますか、こういうようなものにつきましていろいろ検討を従来からいたしまして、やはり本土の漁港につきましては、国の補助率を上げて、漁港整備の促進が円滑に進むようにしなければならぬという観点から、従来も努力をいたしてまいりまして、御承知のように、一昨年は一、二種漁港を四割から五割に上げたわけでございます。また昨年は局部改良事業につきましては三分の一から二分の一に補助率を上げております。もちろん、これで十分というわけではございませんが、非常に大きな努力をいたしておりますので、階段を一段上がったと申しますか、そういうことで努力をいたしておりまして、したがって、最近では、特殊の非常にお気の毒なところは別といたしまして、地元負担のために予算を返上するというようなところは非常に減ってきたように考えております。なお、漁港修築事業の費用負担を少し分けて考えてみますと、漁港修築事業を一〇〇といたしますと、本土のほうにおきまして大体国のほうで半分、五〇％持っておるわけでございますが、他の五〇％につきましては、その事業が県営事業であるか、また市町村事業であるか、また漁港種別によっても多少違いまして、一がいには言えませんが、大体国が持つ以外のものにつきましては県が半分ないし九割近く、逆に言いますと、地元市町村が五％ないし一〇％というふうに、県自身でも軽減を考えてやっておるところもございまして、したがって、私どももいたしましては、貧弱な漁港所在地の地元負担の軽減につきましては、国自身でもなるべく多く持つて負担の軽減をはかると同時に、県当局にもできるだけ負担をするようにということで行政指導をしてまいっておる次第でございます。いまのところ、一昨年の一、二種の補助率アップ及び昨年の局改の

補助率アップを契機として、国の上がった分の恩恵は、県がこれを着服せずに地元でその恩恵を及ぼすと申しますか、そういうことを考えつつ、また、これを契機としまして、国もよけいに持ったのだから、県もこの際よけい持とうというふうな県も出てまいりまして、最近では地元負担というのに対しての改善はかなり行なわれておると思っておる次第でございます。しかしながら、私どもこれと十分とは決して思っておりませんので、今後とも県御当局とも十分連絡し、地元の軽減をはかるとともに、国の負担率、補助率のかさ上げにつきましても、これもまた御承知のとおり非常にむずかしい問題でございますけれども、そういう問題につきましても努力をいたしまして、地元負担の軽減をはかって漁港整備事業の適切な推進を期していきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○森田委員　そこで、地元のことを申し上げたいへん恐縮ですが、青森県というところは日本有数の貧乏県です。その上に沿岸漁村というものが非常に貧乏だ。つまり、二重に貧乏が重なっておる。そこにもってきて、何か普通の行き方で行くお考えになっておるような御答弁でなければ、まず二階から目録程度のことではたして地元のほうに徹底しておるかどうかが、問題です。

ここで、もう一つ、地元の問題を申し上げてみたい。五月二十九日の産経新聞の夕刊でございますが、この「目」という欄にこういう題目の記事が載っております。『荒廃した漁場』というのであります。ちよつと読んでみます。『津軽海峡に突き出たマサカリ型の下北半島突端近くに、風間浦村という小さな漁村がある。いまがヒラメ、カレイ漁の最盛期のはずなのだが、目の前に広がる海は、沿岸漁民たちの不信と密漁とで荒廃した漁場だ。』×月×日、西風弱くナギ。暗くなる午後七時ごろ、きょうも沖合に二キロ海域に密漁船五隻が見える。×月×日、組合員高橋勝が投網中のタコ網が密漁船の開口板でずたずたに破られてしまった。村の漁協組が書きつづつて

いる。密漁警戒日誌の一節である。』云々とあります。風間浦村は貧しい。村の年間予算規模はわずかに四千万円。漁場を荒らされた組合員の大半に当たる九百五十人が漁をあきらめて県外出かせぎをはじめているという。だが、その密漁をしたのが隣村の人だった、こういうのです。『隣村から密漁にやってきた漁民たちはもつと貧しい。かれらも、また、ルールをおかしてまでして不法出漁しなければ食っていけなかったのだ。』そして、沿岸の漁場に、魚群アバウトをつくつてくるといふ計画も、いつまでもにぎりつづしなつていたという。『取る漁業』から『つくる漁業』へという水産行政のうたい文句も、かけ声だけに終わつていたのではなかったか。かれらを密漁に追い立てたものが何かを考えてみたい。さきほど発表された『海上保安白書』によると、昨年度の密漁など漁業関係法令違反は四千五百八十三件。うち小型漁船の底引き網漁業の違反が二千七百五十五件。『風間浦村』は、まだ日本列島沿岸のそこそこにあるのではないかと。この「そこそこにあるのではないか」ことが私は問題だと思つた。これをもつて、少くも水産庁で突き詰めてもらいたいと思ふのです。こういう貧乏な村に地元負担をやれ、こういうのでしょ。結局村でも負担ができなくて、どこかの漁業組合にこれをまかせる。そうすると、その部落が負担しなければならぬというのが実情なんです。御存じのとおり、津軽海峡をはさんだあそこの太平洋岸というのは、日本有数の漁場のはずであります。したがって、いまして、他府県からたくさん船が行つて、前の漁場でどんどん漁をしていくのかかわらず、これらの漁民は沿岸から指をくわえて見ているよりしかたがないという姿なんです。われわれは、こういう点、すぐ目の前に漁場がある。漁港さえ整備されて、近代装備の船がでか上るならば、すぐ前へ出て行つて他府県と競争しても魚がとれるはずなんです。ところが、いつまでも漁港の整備がでないで、いま放てきされていふところ、私にはどうも地元代表として責任を感じざるを得ないのであります。

そこで、時間がありませぬから、私は先を急ぎますが、いま読み上げたとおり、これによりまして、一年の財政が四千万円だといふ。これは若干あるいは検討の余地はありそうですが、とにかくこの新聞には出ております。そこで、私は新潟県の佐渡をひとつ例にとつて調べてみたのです。佐渡は離島でございます。これを見ますと、相川町が四億八千万円、端数は省略します。沢田町が二億三千万円、金井町が二億三千万円、畑野町が一億七千万円、真野町が二億一千万円、萩町が一億一千万円、羽茂町が一億一千万円、新穂村が一億九千万円、赤泊村が一億一千万円、こうなつていふのであります。さらに長崎県を調べてみました。それによりまして、長崎県の南松浦郡、これもやはり五島で離島になつておるようでありまして、これによりまして、やはり富江町が一億四千八百万円、玉の浦町が二億五千七百万円、三井峯町が一億四千万円、岐宿町が一億九千四百万円、奈留町が一億四千二百万円、若松町が一億三千六百万円、上五島町が一億五千三百万円、新魚目町が一億五千六百万円、有川町が一億五千四百万円、奈良尾町が一億七千万円、さらに壱岐郡を調べてみまして、郷の浦町が三億二百万円、勝本町が一億三千七百万円、芦辺町が二億五千四百万円、石田村が一億三千七百万円、それから対馬のほうも調べてみますと、これまた最原町が二億七千八百万円、美津島町が二億七百万円、豊玉村が一億三千二百万円、峯村が一億五千二百万円、上県町が一億一千六百万円、上対馬町が一億五千二百万円となつていふ。これは全部離島です。ところが、本県のそれを見ますと、風間浦村が一億七百万円、これが最上です。佐井村は七千九百万円、鵜野沢村は七千七百万円、こうなつていふのであります。つまり、下北といふところは、目の前にいい漁場を持ちながら、こういう貧弱な一年間の財政で暮らして立てていふところなんです。ところが、いま漁港部長さんのお話だと、人並みに内地だと、こう言われて、向こう側の北海道は殷賑

い、本県はほんとうの貧乏であるにかかわらず、こういう差別待遇をされていふ。これはやはりもう少し真剣に考えてみる必要があるのではないかと、こう私は思ふのでございます。

そこで、大臣、これは政治問題として大きな問題なんです。だから、私は、内地だからといってたつて同じに取り扱ってもらいたくないと思ひますが、しかし、富裕な県もありまして、富裕な町もありまして、そこまで同じ並みにしていただくにさしたるものは、何か内地だといつて同じたぐいにされたのでは、私は、ほんとうの政治とは考えられないのです。そこで、何かこれは特殊な研究をして、この財政上の――ただ甲乙、高低のものが標準になつていけるものだとわれわれはひるん考へておられません。あらゆる条件を総合してみて、そうしてこれはやはり貧乏県だから、もつと助成してやらなければならぬというふうなことを私は考へてもらいたい。とにかく行つてみてください。私は、この下北郡の易国間なんていうところに行く、漁港なんだという。何が漁港なんだ。ただ海の中にケーソンを二つ、三つ並べておいて波がどんどんあれて、これが漁港でございます。さういふ。見ていて涙が出ます。だから、もう少し水産庁の漁港部長さん方、向こうのほうを見ていただいて、そうしてこれを何とか救うてやろうという大慈悲心を起こすのでなければ、ほんとうのいい政治だとは私は考へられない。そこで、きょうは特に時間をいただいてこれだけの問題を訴えたいのであります。大臣、私は、これは決して小さな問題だとは考へられない。中小漁業振興法を出してみたと、足場の漁港がびんとしていなければこれは話にならないというのが私の考へ方なんです。聡明なる大臣、ひとつこの問題を取り上げて、水産庁に検討を仰せつてくださつて、そうしていま私が申し上げましたようなことをいろいろ御検討の結果、やはりおくれた貧乏な村の漁港に対しては、少なくとも北海道並み、離島並みの待遇を与えてもらいたい。大体系北といふところは陸の孤島といわれていると

ころなんです。陸の孤島ですから、のど首は本州につながっておりますけれども、実際は離島と同じに取り扱っていい場所だと私は考えるのであります。この点、私の県のことを申し上げたいへん恐縮でございましたけれども、これは、やはりこの風間浦村ならば日本じゅうどこにもあるはずだ、こう考えますので、一般的な政治論としてきょうはひとつ大臣に特別にお願い申し上げます、大臣の所信をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○倉石国務大臣 国會議員というものは、申すまでもなく地域の代表者でありますから、地域のことを御心配いただいて御論議になるのは、これはわれわれ国會議員の義務だと思ひます。ごりつばな話でございますが、私どももいま傾聴いたしたわけでございますが、自治体は御承知のように特交その他で自治体としてのめんどうはそれぞれあるかもしれませんが、私どもの行政もやはり手の届かないところもあるようでありますから、そういう点はとくとひとつ協議をいたしまして、できるだけのことをだんだんいたしていかなければならぬ、大いに研究を進めてまいりたいと思ひます。

○森田委員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○本名委員長 ほかに質疑の申し出がないようでありますので、両案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

次会は、明八日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会